

博士学位論文

通所介護事業所に勤務する生活相談員の  
ソーシャルワークの実践状況とその関連要因

2021年3月

岸本（合田） 衣里

岡山県立大学大学院

保健福祉学研究科

## 要旨

本学位論文は、通所介護事業所の利用者ニーズに有用なソーシャルワーク実践のための示唆を得ることを目指し、通所介護事業所に従事する生活相談員におけるソーシャルワーク実践の実態に関する研究を行ったものである。

通所介護事業所は 1979 年に創設され、現在も在宅福祉サービスの一つとして重要な役割を担っている。通所介護事業所において必置を義務づけられている専門職の一つに生活相談員があり、先行研究によると、高齢者福祉施設に従事する生活相談員の中核業務は相談援助業務と連絡調整業務とされている。つまり、通所介護事業所のソーシャルワーク実践は生活相談員が担っていると考えられる。しかし、生活相談員は資格要件が多岐にわたり、行うべき業務内容についても「相談援助等の生活指導」とされ、法律上明記されていない。そのため、生活相談員の業務内容は事業所によって範囲・質量ともに大きく異なっていると想定される。また、2015 年度介護報酬改定では、通所介護事業所は地域連携の拠点としての機能の充実を図ることが明記され、生活相談員の専従要件の緩和が示された。通所介護事業所の役割変化と生活相談員の専従要件緩和に伴って、通所介護事業所の生活相談員に求められる役割も、より多様になると考える。そこで本論文では、通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践の実態と、当該実践の関連要因について実証的に明らかにした。

第 1 章では、わが国の通所介護事業所の歴史の変遷、生活相談員の法的位置づけをふまえ、通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究動向を文献検討により整理した。生活相談員の業務はソーシャルワーク実践以外の業務も多く、多岐にわたっていることが示された。しかし、生活相談員が期待されているソーシャルワーク実践についてはほとんど調査されておらず、今後検討の必要性があることが示唆された。

第 2 章では、新たに生活相談員のソーシャルワーク実践を構成する調査項目を作成した。先行研究等を参考に 34 項目を作成し、削除すべき項目の選定を行った結果、26 項目のソーシャルワーク実践を構成する項目が抽出された。

第3章では、通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践の実態を明らかにした。本研究では、生活相談員のソーシャルワーク実践に関する特徴と課題を明らかにするため、潜在クラス分析を用いて類型化を行った。結果、最もソーシャルワーク実践を行っている【クラス1】、相談援助、連絡・調整に関する項目の応答確率は高値であったが、実習生やボランティアの受け入れについて、地域ケア会議への出席などの項目は低値であった【クラス2】、全般にソーシャルワーク実践の実践度が低い【クラス3】、ソーシャルワークに関する項目の応答確率は高値であったが、その中でも終末期援助に関する項目のみが低値であった【クラス4】の4つのクラスが確認された。また、【クラス1】の特徴を有していた生活相談員は全体の25.2%であり、残りの70%以上は何らかの課題を抱えていることが示唆された。

第4章では、通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況と関連する要因について明らかにするため、探索的因子分析を行い、ソーシャルワークの実践状況を構成する因子を検討した。さらに、前段階で因子構造が支持されたソーシャルワークの実践状況を従属変数、「性別」などの個人属性と「運営主体」などの法人属性を独立変数とした多重指標多重原因モデルを設定し、構造方程式モデリングにより各変数間の関連性を検討した。その結果、ソーシャルワーク実践は、第1因子の【相談業務】、第2因子の【通所介護計画書の作成と説明】、第3因子の【ボランティア等の受け入れ調整】、第4因子の【ケース・コーズアドボカシー】、第5因子の【事業所外への会議の出席】、第6因子の【終末期ケアの要望確認】、第7因子の【利用者に関する記録の記述】の全7因子から構成され、【通所介護計画書の作成と説明】以外の6因子は性別、年齢、生活相談員としての経験月数、介護職員との兼務の有無、役職、勤務事業所の利用定員、生活相談員数、運営主体との関連が確認された。

第5章では、以上の結果を踏まえて本論文の結論を述べた。生活相談員のソーシャルワーク実践をより活発化するためには、ソーシャルワーク実践の特徴を評価し、ソーシャルワーク実践に関連する要因を明らかにすることが重要であることが示された。そのうえで、インタビュー調査等を通してより詳細なソーシャル

ワークの実践内容を明らかにすることや、設置主体に関わらず多くの生活相談員が加入できる職能団体を拡充し、通所介護事業所同士の横の連携を図ることで事業所の枠を越えたスーパービジョンの機会を設け、その中で生活相談員のソーシャルワーク実践に焦点化した研修を実施していくことの必要性を提示した。

## 目次

第1章 序章	1
第1節 研究の背景	1
1. 通所介護事業所に関する歴史的背景	
2. 通所介護事業所における生活相談員の法的な位置づけ	
3. 通所介護事業所におけるソーシャルワーク実践の必要性と生活相談員の役割	
第2節 通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究動向	5
1. 研究目的	
2. 研究方法	
3. 研究結果	
4. 考察	
第3節 本研究の目的と研究の枠組み	10
1. 研究目的	
2. 本論文の構成	
第2章 通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践状況を示す項目の選定	12
第1節 研究目的	12
第2節 研究方法	12
1. 調査対象と方法	
2. 調査内容	
3. 分析方法	
第3節 結果	13
第3章 通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践の類型化に関する研究	16
第1節 研究目的	16
第2節 研究方法	16
1. 調査対象と方法	
2. 調査内容	
3. 分析方法	
4. 倫理的配慮	

第3節	結果	17
1.	対象者の属性分布	
2.	生活相談員のソーシャルワーク実践状況に関する回答分布について	
3.	潜在クラス分析を用いた通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践状況の類型化	
第4節	考察	22
1.	クラス1に所属する生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴	
2.	クラス2に所属する生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴	
3.	クラス3に所属する生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴	
4.	クラス4に所属する生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴	
5.	4クラス共通の生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴	
第5節	本章の結論	26
第4章	通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワークの実践状況とその関連要因	27
第1節	研究目的	27
第2節	研究方法	27
1.	調査対象と方法	
2.	調査内容	
3.	分析方法	
4.	倫理的配慮	
第3節	結果	29
1.	対象者の属性分布	
2.	生活相談員のソーシャルワーク実践状況に関する回答分布について	
3.	生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する項目の検討	
4.	生活相談員のソーシャルワークの実践状況の因子構造の検討	
5.	生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関連する要因の検討	
第4節	考察	36
1.	通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークに関する実践状況について	
2.	生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する項目の検討	
3.	通所介護事業所の生活相談員によるソーシャルワーク実践状況と属性との関連性	
第5節	本章の結論	44
第5章	結論	46
第1節	本研究のまとめと研究の意義	46
第2節	臨床評価と介入の可能性	47

1. 通所介護事業所のソーシャルワーク実践の特徴に着目した臨床応用の可能性	
2. ソーシャルワーク実践の関連要因に着目した臨床応用の可能性	
第3節 本研究の限界と課題	50
引用・参考文献	52
謝辞	56
付記	57

## 第 1 章 序論

### 第 1 節 研究の背景

#### 1. 通所介護事業所に関する歴史的背景

わが国は 1970（昭和 45）年、老年人口比率が 7%に達し日本は高齢化社会となった。高齢者介護の必要性は増し、市町村を実施主体とした国の補助事業として、1969（昭和 44）年日常生活用具給付、1978（昭和 53）年にはショートステイ事業、1979（昭和 54）年にはデイサービス事業が創設された。なかでもデイサービス事業は、在宅から施設までの連続的な福祉処遇、障害老人をかかえる家族の負担軽減を目的としていた（日本デイケア学会 2007）。当時のデイサービス事業は、特別養護老人ホームまたは養護老人ホームに併設され実施していたが、1982（昭和 57）年より単独設置が可能となり（日本デイケア学会 2007）、1986（昭和 61）年度には通所サービス事業と訪問サービス事業を統合し、在宅老人デイサービス事業となった。

1989（平成元）年には高齢者保健福祉推進十か年戦略（以下、ゴールドプラン）が策定され、在宅福祉政策や施設福祉対策など、高齢者の保健福祉基盤の計画的な整備目標が設定された。デイサービスセンターは 1 万か所の目標値が示され、全市町村に普及させることとなった。当時のデイサービスの事業内容は、利用者の身体状況により A 型（重介護型）、B 型（現行型）、C 型（軽介護型）の 3 種類に分けられており（福祉士養成講座編集委員会 1992）、いずれも利用定員は 1 日当たりおおむね 15 人以上であった（日本デイケア学会 2007）。1990（平成 2）年には、老人福祉法の改正が行われ、デイサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスが、老人福祉法における措置の対象として位置づけられた。また、1991（平成 3）年度には、単独型加算が創設され、1992（平成 4）年度には、従来の 2 分の 1 程度の利用定員で設定された D 型（小規模型）、痴呆性老人（当時）を対象とした E 型（痴呆性老人向け毎日通所型）が追加された（日本デイケア学会 2007）。その後ゴールドプランは後半 5 年間の見直しを目的に、1994（平成 6）年に新ゴ



ールドプランが策定され、デイサービス・デイケアの整備目標が 1.7 万か所へ引き上げられた。新ゴールドプランではその基本理念として「利用者本位・自立支援」「普遍主義」「総合的サービスの提供」「地域主義」の 4 点が示され、施策目標として高齢者介護サービス基盤の総合的整備と介護地盤整備のための支援施策の総合実施が掲げられた。上記の施策目標においてデイサービスセンターの設置要件は緩和され、小規模デイサービスセンター等の設置を促進することや痴呆性老人専門デイサービス・デイケア施設の整備を推進するなどといったデイサービスに関する事項も含まれていた。また、厚生省は日帰り介護等の在宅福祉サービスを提供する民間事業者が複数存在することは、利用者の利便性を高め、在宅福祉サービスの効率的な実施につながるとし、1997（平成 9）年「民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について」という事業指針を発表した。これにより、この事業指針の内容を満たす民間事業者に対し、市町村の業務委託が可能となったのである（郭 2019）。

介護ニーズのますます増大や核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化等の社会的背景を受け、2000 年には高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度が施行された。介護保険制度の基本的な考え方は、「自立支援」、「利用者本位」、「社会保険方式」であり、デイサービスは「通所介護」として在宅サービスのひとつとして位置付けられた。通所介護は、介護保険法施行規則第 10 条において「要介護または要支援者が老人デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供と介護、生活等についての相談・助言・健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練の提供などのサービスを受けることを通じて、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とするサービス」となった。

介護保険制度施行から 5 年が経過し、2005（平成 17）年に介護保険制度の改正が行われた。主な内容は、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センター等の新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上などであった。

2009（平成 21）年度の介護報酬改定では、「介護従事者の人材確保・処遇改善」、

「医療との連携や認知症ケアの充実」、「効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証」の3点を基本的な視点として行われた。通所介護事業所においても、中山間地域等における地域加算が新設され、立地的に経営効率を図りにくい事業所に対して一定の配慮がなされ（シナジーワーク・プランニングセンターほか2009）、地域区分ごとに介護報酬単価の見直しが行われた。2012（平成24）年度の介護報酬改定では、在宅福祉サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の連携・機能分担、介護人材の確保とサービスの質の向上が掲げられ、通所介護事業所においても従来の個別機能訓練加算を再編し、利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練（生活機能向上を目的とした訓練）を適切な体制で実施した場合を評価する「個別機能訓練加算（Ⅱ）」が新設された。また、家族介護者への支援（レスパイト）を促進する観点より、延長加算を12時間まで認め、介護予防通所介護では選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）のうち、複数のプログラムを組み合わせる場合の評価の創設、アクティビティ実施加算を見直し利用者の生活機能の向上を目的に日常生活に直結したプログラムをグループで実施した場合を評価する「生活機能向上グループ活動加算」が創設された。さらに、人員配置基準の弾力化により生活相談員の配置基準が変更されることとなった。この配置基準の変更により、これまでのサービス提供時間を通じて生活相談員1人以上という基準から、サービス提供時間を通じて常勤換算方式において生活相談員1人以上となったのである（大田区通所介護事業者連絡会2012）。また、生活相談員の配置時間については「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（厚生労働省）」において、通所介護事業所の生活相談員がサービス担当者会議に出席するための時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えないと示された。

2015（平成27）年度の介護報酬改定では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めるため、「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」、「介護人材確保対策の推進」、「サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築」の3点が示された。通所介護事業所では、認知症高齢者の日常

生活自立度Ⅲ以上に該当する人を積極的に受け入れるための体制や、要介護3以上の高齢者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所を評価することとなり、中重度者ケア体制加算や認知症加算が新設された。また、介護福祉士の配置が一層促進されるよう、介護福祉士の配置割合を評価するためサービス提供体制強化加算が拡大され、さらに、看護職員の配置基準の緩和や生活相談員の専従要件の緩和が示された。この専従要件の緩和に伴い、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」「利用者宅を訪問し、生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者の生活支援を担うなど社会資源の発掘、活用のための時間」などが含まれることとなった（大田区通所介護事業者連絡会 2015）。

## 2. 通所介護事業所における生活相談員の法的な位置づけ

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第九三条によると、通所介護事業所には生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員、機能訓練指導員が配置されており、生活相談員は必置を義務付けられている。生活相談員の資格要件は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと「同等以上の能力を有すると認められる者」とされており、この「同等以上の能力を有すると認められる者」として、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事以外にも介護支援専門員、介護福祉士などさまざまな要件が認められている。また、生活相談員が行うべき業務内容については「相談援助等の生活指導」とされるにとどまっており法律上明記されていない。そのため、必置を義務付けられているものの生活相談員の業務内容は事業所によって範囲・質量ともに大きく異なっていることが想定される。

## 3. 通所介護事業所におけるソーシャルワーク実践の必要性と生活相談員の役割

先行研究（西川 2010、東京都社会福祉協議会 2012）によると、高齢者福祉施設に従事する生活相談員の中核業務は相談援助業務と連絡調整業務であるとされて

おり、通所介護事業所におけるソーシャルワーク実践は生活相談員が担っていることが推測される。しかし、前述のとおり生活相談員の資格要件が多岐にわたる点や、業務内容が法律上明記されていない点等から遂行すべき業務が不明確で、「何でも屋」と揶揄されることも少なくないことが指摘されてきた(和気 2006)。

通所介護事業所は利用者の生活の主体は在宅にあるが、諸サービスは施設内で提供されるという特性を有しており、生活相談員に求められるソーシャルワーク実践は在宅と施設の双方に跨っていることが考えられる。そのため、通所介護事業所で求められるソーシャルワーク実践は、利用者の在宅生活を最後まで途切れることなく支えるため、他事業所・多職種との連携や利用者の生活を支える基盤となる家族を包括した視点での関わりが求められるといえる。さらに、2015（平成 27）年度介護報酬改定では、通所介護事業所は地域連携の拠点としての機能の充実を図ることが明記された。通所介護事業所は利用者の地域での暮らしを支えるために医療機関や他の介護事業所などの専門機関のみならず、地域の住民活動などと連携し、通所介護事業所を利用しない日においても、利用者を支える地域連携の拠点としての機能を果たすこと（日総研グループ『通所介護&リハ』企画チーム編 2015）を目指すものに変化している。この改定に伴って生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」等を含めることが出来ることとなり専従要件の緩和が示された。通所介護事業所の役割の変化と生活相談員の専従要件の緩和に伴って、通所介護事業所の生活相談員に求められる役割も、より広く多様となるものと考えられる。

## 第 2 節 通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究動向

### 1. 研究目的

前節の研究背景を踏まえると、通所介護事業所の生活相談員にはソーシャルワーク実践が期待されていると考えるが、遂行すべき業務内容が不明確であるため

事業所ごとに業務の範囲や質量，ソーシャルワーク実践の程度にも違いが想定され，現在通所介護事業所の生活相談員が行っているソーシャルワーク実践の実態が明らかになっていない。そのため通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究動向を明らかにし，現研究段階を確認することは，今後通所介護事業所の生活相談員に求められる役割やソーシャルワーク実践の内容を検討する一助となるものと考え。そこで，本節では通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究動向と今後の課題を文献検討により明らかにすることを目的にした。

## 2. 研究方法

### (1) 分析対象論文の選定方法

医学中央雑誌 Web（以下，医中誌）及び CiNii を用いて，「通所介護」or「デイサービス」，「生活相談員」or「ソーシャルワーカー」，「ソーシャルワーク」をキーワードに設定し，論文の検索を行った（2017年4月時点）。

論文の選定においては，介護職員を対象とした論文や事例検討などを除外し，生活相談員のソーシャルワーク実践に限定した。また，これらのキーワードによって得られた論文の著者が執筆している論文も再検索し，その内容が通所介護事業所の生活相談員に関する論文であった場合には分析対象に含めて内容を精査することとした。

## 3. 研究結果

データベース検索で抽出した論文は 11 編であった。そのうち設定した組み入れ基準を満たす論文の総数は 3 編であった。さらに再検索により追加した論文 2 編を加え，最終的には分析対象は 5 編となった（図 1）。5 編の内容は，生活相談員のソーシャルワーク実践に関する論文が 3 編，生活相談員のケアワークへの関与度に関する論文が 1 編，生活相談員の業務内容と困難度に関する論文が 1 編であった。

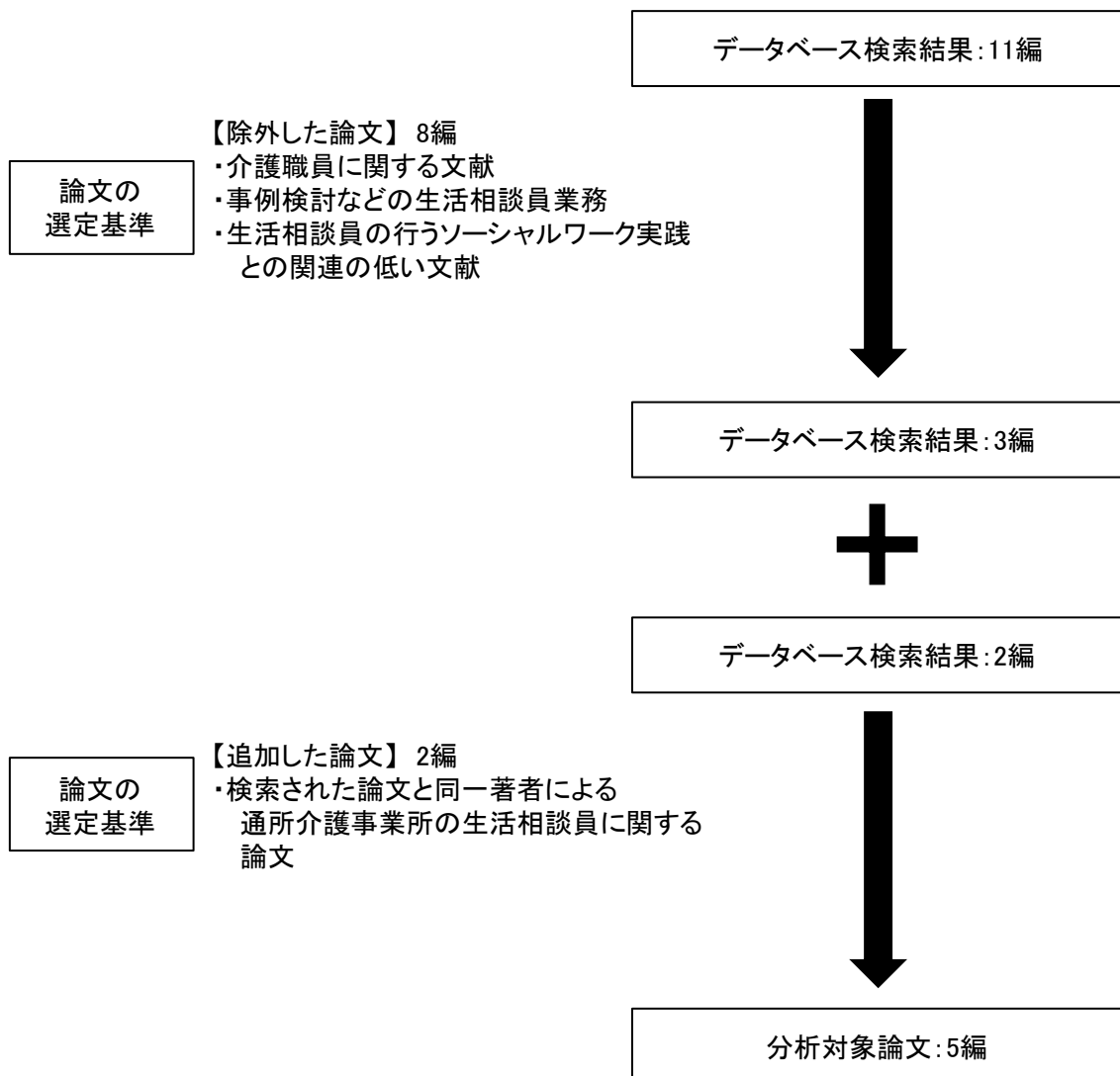


図1. 論文の選定基準および方法

#### 4. 考察

本稿では通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践全般に着目しているが、抽出された論文内では「相談援助」と表記されていたため、本考察においては「相談援助」の表記をそのまま使用することとした。

##### (1) 生活相談員の業務内容について

合田ら（2015）は、通所介護事業所における生活相談員の業務内容と困難度を

明確にすることを目的に質問紙調査を行い、生活相談員業務の中で頻度が多かった業務は「送迎」「介護業務との兼務」「記録」「介護支援専門員との連携」「利用者への相談援助」であり、困難度の高い業務は「苦情解決」「会計経理」「地域連携」「事業計画管理」「研修企画」であったことを報告している。また、西川（2013）は、通所介護事業所に勤務する生活相談員を対象に質問紙調査を行い、生活相談員業務におけるケアワークの関与度を確認した。結果、利用者へのサービス提供時間におけるケアワークへの関与率は7割以上で、いずれの時間帯においてもケアワークに多く従事していたと述べている。通所介護事業所以外の高齢者福祉領域の生活相談員を対象とした調査では、熊坂ら（2009）が特別養護老人ホームの生活相談員を対象に調査を行った結果、相談援助業務より他の業務の方が多かったことを報告している。また口村（2011）は、ショートステイの生活相談員を対象に調査した結果から、相談員業務に加え他業務に携わることは、施設の相談機能に支障をきたしかねず、業務量が多い場合は、他職種に現状を伝えた上で、相談業務に専念する姿勢も必要であることを指摘している。以上の報告より、通所介護事業所の生活相談員は中核業務であると考えられる相談援助、連絡調整以外の多くの業務に携わっていると推測できる。また、通所介護事業所だけでなく、施設の種別を超えて他の高齢者関連施設においても同様の傾向がみられると推測する。

## （2）生活相談員の相談援助業務について

抽出された5編のうち3編については、生活相談員の相談援助業務に関する論文であった。西川（2010）は、通所介護事業所に勤務する生活相談員を対象に生活相談員の業務内容20項目に対して関与度（現在その業務を実践している程度）と関与意識（本来は関わるべき業務と認識している程度）に回答を求める質問紙調査を実施している。その結果、20項目すべてにおいて8割以上の人が「積極的に関わるべき」あるいは「ある程度関わるべき」と回答し、「利用者に関する相談、対応」等の19項目において関与度より関与意識の割合の方が高いことを明らかにしている。また、西川（2012）では、通所介護事業所に勤務する生活相談員の

相談援助業務に対する理解度が社会福祉士等の相談系資格の有無によって異なっていることを検討した結果、相談系有資格者（社会福祉士，精神保健福祉士：16名）と非相談系有資格者（社会福祉士，精神保健福祉士以外：55名）の業務理解度の間に有意差は認められなかったと述べている。しかし，業務内容別を確認すると「地域との連携」において相談系有資格者が非相談系有資格者に比して理解度が高かったと報告している（ $p < 0.05$ ）。さらに口村（2013）は，一通所介護事業所において生活相談員が関与している実践状況から，生活相談員業務の特徴について検討することを目的に調査を実施した結果，相談内容は「サービス内容に関する領域」「利用者の状態に関する領域」「利用方法に関する領域」「リスクマネジメントに関する領域」の4つに分類できたと述べている。このように，通所介護事業所の生活相談員が実践する相談援助については研究が進んでいる。

### （3）通所介護事業所の生活相談員の業務内容の項目について

西川（2010，2012），合田ら（2015）の調査は，通所介護事業所に生活相談員の業務内容全般の項目を作成し質問紙調査という形で実施されていた。生活相談員の業務内容の項目を作成するにあたり，西川（2010）は「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」を基礎にしている。また西川（2012）では同じく「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」を基礎に作成し，インタビュー調査を実施し修正版を作成していた。合田ら（2015）は，通所介護事業所の生活相談員に向けて作成されている書籍と高齢者福祉施設の生活相談員の業務内容を分析した先行研究を参考に作成している。これらは，通所介護事業所の生活相談員業務に関する調査が僅少であった時期に，近接領域である特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の生活相談員業務を参考に，通所介護事業所の生活相談員業務全般を網羅するよう作成されたものと考えられる。つまり，通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践に着目した調査項目に必ずしもなっていない可能性があり，生活相談員のソーシャルワーク実践の実態を把握することが可能な調査票の作成が求められる。また，第1節で述べた通り，通所介護事業所の生活相談員の求められる役割は時代とともに変化してきていると考えられる。上記の調査が実施された時期



(西川 2010 2012, 合田ら 2015) を鑑みると、マクロレベルのソーシャルワーク実践について問う質問項目の追加が新たに必要であるといえる。

## 5. 本節の小括

以上、先行研究を精査した結果、通所介護事業所に勤務する生活相談員の業務はソーシャルワーク実践以外の業務も多く、多岐にわたっていることが明らかになってきた。しかし、生活相談員が通所介護事業所において期待されているソーシャルワーク実践についてはほとんど調査されておらず、今後検討の必要性があると考えられる。また、調査対象地域が単市に限定されており今後は調査対象地域を拡大し結果を一般化することが必要である。さらに、生活相談員の業務内容に関するアンケート調査項目は 2015 (平成 27 年) 度介護報酬改定以前に作成されており、時代とともに生活相談員へ求められる役割が変化してきている点を考慮するならば、マクロレベルのソーシャルワーク実践項目には検討の余地が十分あるものとする。

## 第 3 節 本研究の目的と研究の枠組み

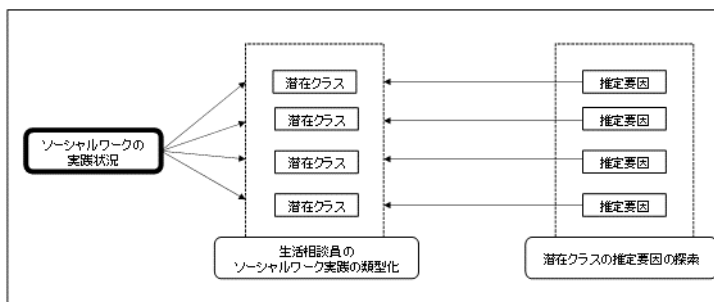
### 1. 研究目的

以上の先行研究の精査で明らかになった研究課題を踏まえ、本研究では通所介護事業所の利用者ニーズに有用なソーシャルワーク実践のための示唆を得ることを目指し、通所介護事業所に従事する生活相談員におけるソーシャルワーク実践の実態を明らかにするとともに、ソーシャルワーク実践に関連する要因について明らかにすることを目的とした。本研究の概念的枠組みは図の通りである。

### 2. 本論文の構成

#### (1) 目的 1 (第 2 章)

通所介護事業所に従事する生活相談員のソーシャルワー

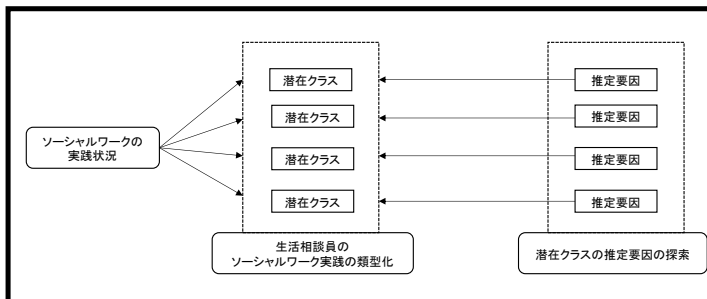


※太枠が研究目的である。

実践状況を表す項目について検討する。

(2) 目的 2 (第 3 章)

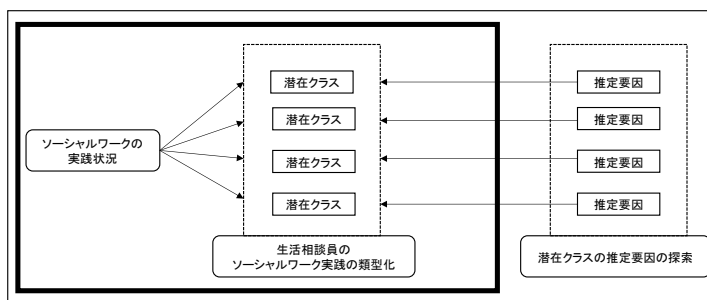
通所介護事業所の生活相談員を対象にソーシャルワーク実践の実態を明らかにすること。



※太枠が研究目的である。

(3) 目的 3 (第 4 章)

通所介護事業所の生活相談員を対象にソーシャルワークの実践状況とその関連要因を探索すること。



※太枠が研究目的である。

## 第2章 通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践状況を表す項目の選定

### 第1節 研究目的

第1章で述べた通り、先行研究で作成されている生活相談員の業務内容に関するアンケート調査項目が2015（平成27年）度介護報酬改定以前に作成されている点、生活相談員業務の中でもソーシャルワーク実践に焦点化した研究がほとんどない点を考慮した結果、新たに生活相談員のソーシャルワーク実践を構成する調査項目を作成することとした。

### 第2節 研究方法

#### 1. 調査対象と調査方法

調査対象者は四国4県内（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）で運営されている通所介護事業所全1,557事業所（WAM NET：2017年10月時点）に勤務する生活相談員である。各事業所の管理者宛に調査の目的等を記した依頼書と調査票を郵送し、各事業所1名の生活相談員の回答を求めた。調査票は無記名自記式とし、記入済みの調査票は返信用封筒に回答者自らが厳封の上、投函し回収を行った。調査期間は、2016年12月～2017年1月までの2か月間とした。

#### 2. 調査内容

まず、ソーシャルワークの理論的根拠を担保するために Pincus ら（1973）が提唱したソーシャルワークの7つの機能、岡村（1983）が示した5つの機能を参考に、通所介護事業所の生活相談員業務に関する先行研究（西川 2010 2012, 合田ら 2015）で使用されている調査項目の再検討を行った。次に、デイサービス生活相談員業務必携（2015）や現場で使えるデイサービス生活相談員便利帳（2015）などの通所介護事業所に勤務する生活相談員の業務について記述された文献を参考

に 34 項目を作成した。

### 3. 分析方法

通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する項目から、冗長性の高い項目を削除するため、各項目間のテトラコリック相関係数（小杉 2014）が 0.8 以上であることを基準に、当該項目の実践内容を踏まえ、削除すべき項目を選定した。また、これらの項目の内容については、通所介護事業所に勤務する生活相談員、通所介護事業所の生活相談員として勤務した経験のある人、ソーシャルワークの研究者のエキスペートレビューを得ることで、内容的妥当性を担保した。

### 第 3 節 結果

ソーシャルワークの実践状況に関する（表 1）から、「各項目間のテトラコリック相関係数が 0.8 以上であること」を手掛かりに、「当該項目のソーシャルワーク実践の目的」を踏まえ、削除すべき項目を選定した（表 2）。

削除した項目は「J2：他機関から提供される利用者情報の確認を行う」「J4：新規利用に関するサービス 担当者会議へ出席する」「J8：利用者の困りごとに対して 相談に応じている」「J11：利用者の状態の変化に応じた 家族への連絡・説明 対応を行う」「J12：利用者の苦情に対する対応を行う」「J17：介護支援専門員から利用者 情報を受けとる」「J18：介護支援専門員へ利用者情報を伝える」「J24：サービス担当者会議へ出席する」の 8 項目であった。また、「J3：通所介護計画書を作成する」と「J5：利用者へ通所介護計画書の説明を行う」、**「J5：利用者へ通所介護計画書の説明を行う」と「J6：家族へ通所介護計画書の説明を行う」**、「J1：他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている」と「J7：契約書・重要事項説明書の説明を行う」、**「J7：契約書・重要事項説明書の説明を行う」と「J14：利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う」**、「J13：家族の苦情に対する対応を行う」と**「J14：利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う」**、

「J15：利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」と「J16：利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」, 「J28：実習生の受け入れ調整を行う」と「J29：実習生への実習指導を行う」は項目間のテトラコリック相関係数が 0.8 以上であったが、実践状況が異なる項目であると判断し、項目の削除を行わないこととした。結果 26 項目を採用することとした。

表1. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する回答分布(n=385)

項目	全く実践していない		あまり実践していない		ときどき実践している		いつも実践している	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
J1 他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている	6	( 1.6 )	21	( 5.5 )	66	( 17.1 )	292	( 75.8 )
J2 他機関から提供される利用者情報の確認を行う	6	( 1.6 )	8	( 2.1 )	51	( 13.2 )	320	( 83.1 )
J3 通所介護計画書を作成する	12	( 3.1 )	19	( 4.9 )	37	( 9.6 )	317	( 82.3 )
J4 新規利用に関するサービス担当者会議へ出席する	6	( 1.6 )	11	( 2.9 )	49	( 12.7 )	319	( 82.9 )
J5 利用者へ通所介護計画書の説明を行う	7	( 1.8 )	31	( 8.1 )	70	( 18.2 )	277	( 71.9 )
J6 家族へ通所介護計画書の説明を行う	13	( 3.4 )	30	( 7.8 )	105	( 27.3 )	237	( 61.6 )
J7 契約書・重要事項説明書の説明を行う	11	( 2.9 )	16	( 4.2 )	44	( 11.4 )	314	( 81.6 )
J8 利用者の困りごとに対して相談に応じている	1	( 0.3 )	11	( 2.9 )	119	( 30.9 )	254	( 66.0 )
J9 利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている	156	( 40.5 )	130	( 33.8 )	54	( 14.0 )	45	( 11.7 )
J10 家族の困りごとに対して 相談に応じている	7	( 1.8 )	32	( 8.3 )	145	( 37.7 )	201	( 52.2 )
J11 利用者の状態の変化に応じた家族への連絡・説明対応を行う	3	( 0.8 )	14	( 3.6 )	93	( 24.2 )	275	( 71.4 )
J12 利用者の苦情に対する対応を行う	5	( 1.3 )	17	( 4.4 )	94	( 24.4 )	269	( 69.9 )
J13 家族の苦情に対する対応を行う	8	( 2.1 )	20	( 5.2 )	94	( 24.4 )	263	( 68.3 )
J14 利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う	12	( 3.1 )	29	( 7.5 )	81	( 21 )	263	( 68.3 )
J15 利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	83	( 21.6 )	136	( 35.3 )	80	( 20.8 )	86	( 22.3 )
J16 利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	87	( 22.6 )	131	( 34.0 )	79	( 20.5 )	88	( 22.9 )
J17 介護支援専門員から利用者 情報を受けとる	5	( 1.3 )	6	( 1.6 )	55	( 14.3 )	319	( 82.9 )
J18 介護支援専門員へ利用者情報を伝える	2	( 0.5 )	10	( 2.6 )	58	( 15.1 )	315	( 81.8 )
J19 居宅介護事業所以外の他事業所と連携する	11	( 2.9 )	42	( 10.9 )	129	( 33.5 )	203	( 52.7 )
J20 事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う	11	( 2.9 )	28	( 7.3 )	109	( 28.3 )	237	( 61.6 )
J21 利用者に適切なサービス提供が来ているかモニタリングを行う	10	( 2.6 )	30	( 7.8 )	99	( 25.7 )	246	( 63.9 )
J22 利用者個別記録を行う	17	( 4.4 )	30	( 7.8 )	109	( 28.3 )	229	( 59.5 )
J23 利用者連絡ノートへの記録を行う	27	( 7.0 )	63	( 16.4 )	123	( 31.9 )	172	( 44.7 )
J24 サービス担当者会議へ出席する	6	( 1.6 )	5	( 1.3 )	65	( 16.9 )	309	( 80.3 )
J25 事業所内連携会議へ出席 する	17	( 4.4 )	26	( 6.8 )	66	( 17.1 )	276	( 71.7 )
J26 地域ケア会議へ出席する	107	( 27.8 )	91	( 23.6 )	84	( 21.8 )	103	( 26.8 )
J27 地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する	121	( 31.4 )	99	( 25.7 )	90	( 23.4 )	75	( 19.5 )
J28 実習生の受け入れ調整を行う	182	( 47.3 )	56	( 14.5 )	76	( 19.7 )	71	( 18.4 )
J29 実習生への実習指導を行う	166	( 43.1 )	58	( 15.1 )	95	( 24.7 )	66	( 17.1 )
J30 ボランティアの受け入れ調整を行う	116	( 30.1 )	61	( 15.8 )	105	( 27.3 )	103	( 26.8 )
J31 他の職員に対するスーパーバイザーの役割を果たす	53	( 13.8 )	77	( 20.0 )	148	( 38.4 )	107	( 27.8 )
J32 公的手続きの代行を行う	185	( 48.1 )	78	( 20.3 )	55	( 14.3 )	67	( 17.4 )
J33 地域の社会資源発掘を行う	167	( 43.4 )	123	( 31.9 )	63	( 16.4 )	32	( 8.3 )
J34 調査・研究を行う	159	( 41.3 )	112	( 29.1 )	74	( 19.2 )	40	( 10.4 )

\*  : 分析対象(26項目)

表2 ソーシャルワーク実践状況に関する項目間の四分相関係数

	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	J10	J11	J12	J13	J14	J15	J16	J17	J18	J19	J20	J21	J22	J23	J24	J25	J26	J27	J28	J29	J30	J31	J32	J33	J34
J1		0.879	0.354	0.775	0.288	0.429	0.825	0.577	0.276	0.514	0.673	0.695	0.747	0.743	0.294	0.241	0.605	0.726	0.459	0.514	0.198	0.144	0.101	0.605	0.373	0.253	0.290	0.609	0.337	0.473	0.560	0.551	0.355	0.117
J2	0.879		0.571	0.720	0.517	0.483	0.789	0.539	0.448	0.429	0.588	0.581	0.727	0.806	0.176	0.178	0.668	0.646	0.568	0.583	0.329	0.375	0.252	0.668	0.308	0.430	0.374	0.561	0.364	0.677	0.428	0.256	0.324	0.231
J3	0.354	0.571		0.575	0.806	0.677	0.537	0.338	-0.054	0.231	-0.075	0.033	0.086	0.279	0.061	0.020	0.365	0.200	-0.021	0.356	0.288	0.097	-0.014	0.365	0.263	0.224	0.196	0.234	0.135	0.163	0.117	0.396	-0.019	0.172
J4	0.775	0.720	0.575		0.518	0.547	0.775	0.688	0.128	0.511	0.669	0.601	0.535	0.619	0.335	0.253	0.711	0.821	0.605	0.440	0.035	0.114	0.088	0.893	0.244	0.484	0.429	0.282	0.156	0.447	0.300	0.447	0.113	0.003
J5	0.288	0.517	0.806	0.518		0.884	0.522	0.648	-0.011	0.337	0.369	0.283	0.275	0.416	0.171	0.135	0.424	0.490	0.271	0.435	0.513	0.317	0.099	0.311	0.398	0.284	0.167	0.227	0.112	0.244	0.047	0.180	0.119	0.101
J6	0.429	0.483	0.677	0.547	0.884		0.530	0.618	0.186	0.447	0.507	0.416	0.456	0.430	0.392	0.489	0.618	0.353	0.515	0.506	0.315	0.164	0.489	0.350	0.309	0.268	0.242	0.106	0.348	0.361	0.327	0.404	0.298	
J7	0.825	0.789	0.537	0.775	0.522	0.530		0.577	0.196	0.562	0.775	0.780	0.747	0.805	0.473	0.334	0.852	0.834	0.591	0.562	0.198	0.282	0.042	0.755	0.373	0.358	0.428	0.278	0.473	0.471	0.551	0.477	0.251	
J8	0.577	0.539	0.338	0.688	0.648	0.618	0.577		-0.099	0.773	0.821	0.769	0.718	0.554	0.473	0.334	0.852	0.834	0.398	0.567	0.381	0.224	0.023	0.456	0.113	0.173	0.329	0.428	0.461	0.330	0.553	0.365	0.287	0.343
J9	0.276	0.448	-0.054	0.128	-0.011	0.186	0.196	-0.099		0.389	0.486	0.312	0.497	0.483	0.527	0.557	0.110	0.417	0.422	0.469	0.210	0.129	0.004	0.278	0.495	0.394	0.423	0.366	0.350	0.356	0.379	0.519	0.445	0.400
J10	0.514	0.429	0.231	0.511	0.337	0.475	0.562	0.773	0.389		0.823	0.682	0.674	0.607	0.391	0.589	0.747	0.710	0.260	0.470	0.317	0.146	0.172	0.514	0.236	0.415	0.480	0.479	0.331	0.406	0.396	0.290	0.561	0.374
J11	0.673	0.558	-0.075	0.689	0.369	0.482	0.775	0.821	0.486	0.823		0.860	0.884	0.854	0.551	0.636	0.711	0.914	0.486	0.633	0.354	0.217	0.167	0.711	0.411	0.484	0.429	0.508	0.540	0.639	0.500	0.206	0.476	0.287
J12	0.695	0.581	0.033	0.601	0.283	0.507	0.780	0.769	0.312	0.682	0.860		0.975	0.820	0.418	0.420	0.730	0.874	0.545	0.682	0.267	0.034	0.251	0.653	0.244	0.154	0.340	0.365	0.328	0.460	0.479	0.289	0.196	0.263
J13	0.747	0.727	0.086	0.535	0.275	0.416	0.747	0.718	0.497	0.674	0.884	0.975		0.820	0.491	0.567	0.677	0.834	0.534	0.635	0.324	0.052	0.140	0.597	0.360	0.270	0.305	0.370	0.292	0.486	0.531	0.161	0.192	0.195
J14	0.743	0.806	0.279	0.619	0.416	0.456	0.805	0.554	0.483	0.607	0.854	0.820	0.820		0.500	0.503	0.587	0.824	0.489	0.533	0.441	0.287	0.148	0.685	0.321	0.212	0.408	0.304	0.192	0.429	0.394	0.260	0.321	0.333
J15	0.294	0.176	0.061	0.335	0.171	0.430	0.352	0.473	0.527	0.391	0.551	0.418	0.491	0.500		0.979	0.185	0.473	0.339	0.264	0.159	0.041	0.126	0.554	0.197	0.284	0.404	0.411	0.260	0.380	0.361	0.366	0.247	0.402
J16	0.241	0.178	0.020	0.253	0.135	0.392	0.416	0.334	0.557	0.589	0.636	0.420	0.567	0.503	0.979		0.556	0.475	0.310	0.309	0.162	0.045	0.131	0.556	0.238	0.276	0.367	0.436	0.236	0.433	0.331	0.377	0.321	0.431
J17	0.605	0.668	0.365	0.711	0.424	0.489	0.755	0.852	0.110	0.747	0.711	0.730	0.677	0.587	0.185	0.556		0.852	0.332	0.747	0.508	0.252	0.365	0.723	0.139	0.136	0.302	0.406	0.441	0.411	0.646	0.458	0.388	0.439
J18	0.459	0.568	-0.021	0.605	0.271	0.353	0.591	0.398	0.422	0.260	0.486	0.545	0.534	0.489	0.339	0.310	0.332	0.709	0.612	0.148	0.146	0.146	-0.055	0.604	0.172	0.383	0.270	0.200	0.159	0.341	0.219	0.130	0.163	0.207
J19	0.514	0.583	0.356	0.440	0.435	0.515	0.562	0.567	0.469	0.470	0.633	0.682	0.635	0.533	0.264	0.309	0.747	0.710	0.612	0.416	0.146	-0.006	0.514	0.433	0.297	0.388	0.376	0.288	0.481	0.328	0.401	0.636	0.515	
J20	0.198	0.329	0.288	0.095	0.513	0.506	0.198	0.381	0.210	0.317	0.354	0.267	0.324	0.441	0.159	0.162	0.508	0.381	0.148	0.416		0.344	0.277	0.297	0.465	0.198	0.273	0.250	0.140	0.418	0.379	0.250	0.193	0.270
J21	0.144	0.375	0.097	0.114	0.317	0.315	0.282	0.224	0.129	0.146	0.217	0.034	0.052	0.287	0.041	0.045	0.252	0.224	-0.091	0.146	0.344		0.758	0.252	-0.017	-0.102	-0.093	0.101	0.122	0.173	0.005	-0.074	-0.016	-0.076
J22	0.101	0.252	-0.014	0.088	0.099	0.164	0.042	0.023	0.004	0.172	0.167	0.251	0.140	0.148	0.126	0.131	0.365	0.231	-0.095	-0.006	0.277	0.758		0.269	-0.096	-0.133	-0.200	0.098	0.101	0.077	0.083	-0.127	-0.074	-0.057
J23	0.605	0.668	0.365	0.893	0.311	0.489	0.755	0.456	0.278	0.514	0.711	0.653	0.597	0.685	0.554	0.723	0.786	0.604	0.514	0.297	0.252	0.269		0.576	0.499	0.450	0.450	0.292	0.545	0.232	0.183	0.388	0.090	
J24	0.373	0.308	0.263	0.244	0.398	0.350	0.373	0.113	0.495	0.236	0.411	0.244	0.360	0.321	0.197	0.238	0.139	0.249	0.172	0.433	0.465	-0.017	-0.096	0.576	0.495	0.561	0.460	0.254	0.382	0.229	0.494	0.404	0.404	0.298
J25	0.253	0.430	0.224	0.484	0.284	0.309	0.358	0.173	0.394	0.415	0.484	0.154	0.270	0.212	0.284	0.276	0.136	0.385	0.383	0.297	0.198	-0.102	-0.133	0.499	0.495	0.791	0.455	0.308	0.243	0.250	0.439	0.460	0.345	
J26	0.290	0.374	0.196	0.429	0.167	0.268	0.349	0.329	0.423	0.480	0.429	0.340	0.305	0.408	0.404	0.367	0.302	0.470	0.270	0.388	0.273	-0.083	-0.200	0.450	0.561	0.791	0.386	0.234	0.278	0.320	0.405	0.501	0.390	
J27	0.609	0.561	0.234	0.282	0.227	0.242	0.428	0.428	0.366	0.479	0.508	0.365	0.370	0.304	0.411	0.436	0.408	0.428	0.200	0.376	0.250	0.101	0.098	0.408	0.460	0.455	0.386	0.942	0.798	0.480	0.552	0.246	0.295	
J28	0.337	0.364	0.135	0.156	0.112	0.108	0.278	0.461	0.350	0.331	0.540	0.328	0.292	0.192	0.280	0.236	0.441	0.461	0.159	0.288	0.140	0.122	0.101	0.292	0.254	0.308	0.234	0.942	0.682	0.476	0.411	0.292	0.305	
J29	0.473	0.677	0.163	0.447	0.244	0.348	0.473	0.330	0.356	0.406	0.639	0.486	0.486	0.486	0.380	0.363	0.411	0.481	0.418	0.173	0.077	0.545	0.329	0.292	0.243	0.278	0.796	0.682	0.660	0.606	0.429	0.366		
J30	0.560	0.428	0.117	0.300	0.047	0.361	0.471	0.553	0.379	0.396	0.500	0.479	0.531	0.394	0.361	0.331	0.646	0.566	0.219	0.328	0.379	0.005	0.033	0.232	0.232	0.250	0.320	0.480	0.476	0.660	0.562	0.483	0.618	
J31	0.551	0.256	0.396	0.447	0.180	0.327	0.551	0.365	0.519	0.290	0.206	0.289	0.161	0.260	0.366	0.377	0.458	0.087	0.130	0.401	0.250	-0.074	-0.127	0.183	0.494	0.439	0.405	0.552	0.411	0.606	0.562	0.532		
J32	0.355	0.324	-0.019	0.113	0.119	0.404	0.477	0.287	0.445	0.561	0.476	0.196	0.192	0.321	0.247	0.321	0.388	0.287	0.163	0.636														

### 第3章 通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践の類型化に関する研究

#### 第1節 研究目的

第1章では、通所介護事業所に勤務する生活相談員の業務は多岐にわたっていること、生活相談員が通所介護事業所において期待されているソーシャルワーク実践については検討の余地があることが明らかになった。そこで本章では、通所介護事業所の生活相談員を対象に生活相談員が実践していると認識しているソーシャルワーク実践を類型化し、現状を把握することで通所介護事業所の生活相談員が行うソーシャルワーク実態の状況について明らかにすることを目的とした。

#### 第2節 研究方法

##### 1. 調査対象と方法

調査対象者は第2章と同様の四国4県内で運営されている（香川県，徳島県，愛媛県，高知県）通所介護事業所全1,557事業所（WAMNET：2017年10月時点）に勤務する生活相談員である。調査方法ならびに調査期間は第2章のとおりである。

##### 2. 調査内容

調査内容は、調査対象者の属性（性別，年齢など），生活相談員のソーシャルワーク実践状況を問う項目についての質問項目で構成した。なお，ソーシャルワークの実践状況を問う項目については，第2章で検討した生活相談員のソーシャルワーク実践を構成する26項目の調査項目を用いた。回答は「全く実践していない，あまり実践していない：0点」「ときどき実践している，いつも実践している：1点」で回答を求め，得点化を行った。

### 3. 分析方法

生活相談員のソーシャルワーク実践状況に関する項目の回答傾向から、通所介護事業所の生活相談員におけるソーシャルワーク実践状況の特徴を明らかにするため、潜在クラス分析を行った（渡辺 2001）。潜在クラス分析は、母集団を観測変数に対する応答反応から、個人を集団内に潜在する複数の下位集団に分類し、それらの集団規模と特徴を探索的に明らかにするための統計手法である（Magidson et al. 2002, 藤原ら 2012, 竹林 2013 : 228-44）。個人を複数の集団に分類する統計手法としては、クラスター分析が用いられることが多いが、クラスター分析による分類では、集団の数の決定が恣意的であるという問題点が指摘されている。また潜在クラス分析では、適合度に基づくため、クラスター分析より高い妥当性を有することが報告されている（Magidson et al. 2002）。

なお、潜在クラス分析における適合度評価には、Bayesian Information Criteria（以下、BIC）と Entropy を用いた。BIC は潜在クラス分析における一般的な相対指標のひとつであり、値が小さい程良好であると判断される（Yang 2006）。また、Entropy は指定したクラス数による標本分類の正確性を評価するための指標であり、0~1 をとり、指定したクラスによる分類が正確であるほど 1 に近い値を示す。本研究では BIC により推奨されたクラス数における Entropy を算出し、その値が 0.8 以上であればモデルが良好であると判断した（Ramaswamy et al. 1993）。

### 4. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり、各管理者ならびに調査対象者に対して、調査目的、個人や施設の匿名性の保持について等を文書で説明し、調査票の返送をもって調査協力への同意が得られたものとみなした。また、本研究は新見公立大学倫理委員会へ申請し、承認を得た後に実施した（承認番号：121）。

## 第 3 節 結果

回答は 451 人（回収率 28.7%）から得られた。統計解析には、ソーシャルワー



クの実践状況に関する項目に欠損値のない 385 人（調査対象者の 24.7%、回答者の 85.3%）の資料を用いた。

### 1. 対象者の属性分布

対象者の性別は男性 174 人（45.2%）、女性 210 人（54.5%）、無回答 1 人（0.3%）であった。年齢は平均 42.8 歳（標準偏差：10.7、範囲：22-75）であった。また、役職について「管理者」が 200 人（51.8%）、「主任・チーフ」48 人（12.5%）、「特になし」99 人（25.7%）、「その他」32 人（8.3%）、無回答 6 人（1.6%）であった。兼務の状況について「兼務している」110 人（28.6%）、「兼務していない」272 人（70.6%）、無回答 3 人（0.8%）であり、兼務している職種は「介護職員」185 人（48.1%）、「介護支援専門員」14 人（3.6%）、「看護師」10 人（2.6%）、「その他」60 人（15.6%）であった。

### 2. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する回答分布について

ソーシャルワークの実践状況に関する回答分布は、表 3 に示すとおりである。「全く実践していない」「あまり実践していない」の回答に着目すると、「J33：地域の社会資源発掘を行う（75.3%）」「J9：利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている（74.3%）」「J34：調査・研究を行う（70.4%）」「J32：公的手続きの代行を行う（68.4%）」「J28：実習生の受け入れ調整を行う（61.8%）」の順に実践度が低かった。

### 3. 潜在クラス分析を用いた通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワークの実践状況の類型化

ソーシャルワークの実践状況の特徴を明らかにするため、潜在クラス分析を行った結果、4 クラスモデル時において BIC は最小であり、当該モデルにおける Entropy が 0.924 であったことから 4 クラスモデルを採択した（表 4）。各潜在クラスの構成割合を確認すると、クラス 1 が 25.2%、クラス 2 が 26.1%、クラス 3 が 11.9%、クラス 4 が 36.8%であった。

表3. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する回答分布 (n=385)

項目	全く 実践していない		あまり 実践していない		ときどき 実践している		いつも 実践している	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
	J1 他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている	6 ( 1.6 )		21 ( 5.5 )		66 ( 17.1 )		292 ( 75.8 )
J3 通所介護計画書を作成する	12 ( 3.1 )		19 ( 4.9 )		37 ( 9.6 )		317 ( 82.3 )	
J5 利用者へ通所介護計画書の説明を行う	7 ( 1.8 )		31 ( 8.1 )		70 ( 18.2 )		277 ( 71.9 )	
J6 家族へ通所介護計画書の説明を行う	13 ( 3.4 )		30 ( 7.8 )		105 ( 27.3 )		237 ( 61.6 )	
J7 契約書・重要事項説明書の説明を行う	11 ( 2.9 )		16 ( 4.2 )		44 ( 11.4 )		314 ( 81.6 )	
J9 利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている	156 ( 40.5 )		130 ( 33.8 )		54 ( 14.0 )		45 ( 11.7 )	
J10 家族の困りごとに対して 相談に応じている	7 ( 1.8 )		32 ( 8.3 )		145 ( 37.7 )		201 ( 52.2 )	
J13 家族の苦情に対する対応を行う	8 ( 2.1 )		20 ( 5.2 )		94 ( 24.4 )		263 ( 68.3 )	
J14 利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う	12 ( 3.1 )		29 ( 7.5 )		81 ( 21 )		263 ( 68.3 )	
J15 利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	83 ( 21.6 )		136 ( 35.3 )		80 ( 20.8 )		86 ( 22.3 )	
J16 利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	87 ( 22.6 )		131 ( 34.0 )		79 ( 20.5 )		88 ( 22.9 )	
J19 居宅介護事業所以外の他事業所と連携する	11 ( 2.9 )		42 ( 10.9 )		129 ( 33.5 )		203 ( 52.7 )	
J20 事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う	11 ( 2.9 )		28 ( 7.3 )		109 ( 28.3 )		237 ( 61.6 )	
J21 利用者へ適切なサービス提供が出来ているかモニタリングを行う	10 ( 2.6 )		30 ( 7.8 )		99 ( 25.7 )		246 ( 63.9 )	
J22 利用者個別記録を行う	17 ( 4.4 )		30 ( 7.8 )		109 ( 28.3 )		229 ( 59.5 )	
J23 利用者連絡ノートへの記録を行う	27 ( 7.0 )		63 ( 16.4 )		123 ( 31.9 )		172 ( 44.7 )	
J25 事業所内連携会議へ出席 する	17 ( 4.4 )		26 ( 6.8 )		66 ( 17.1 )		276 ( 71.7 )	
J26 地域ケア会議へ出席する	107 ( 27.8 )		91 ( 23.6 )		84 ( 21.8 )		103 ( 26.8 )	
J27 地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する	121 ( 31.4 )		99 ( 25.7 )		90 ( 23.4 )		75 ( 19.5 )	
J28 実習生の受け入れ調整を行う	182 ( 47.3 )		56 ( 14.5 )		76 ( 19.7 )		71 ( 18.4 )	
J29 実習生への実習指導を行う	166 ( 43.1 )		58 ( 15.1 )		95 ( 24.7 )		66 ( 17.1 )	
J30 ボランティアの受け入れ調整を行う	116 ( 30.1 )		61 ( 15.8 )		105 ( 27.3 )		103 ( 26.8 )	
J31 他の職員に対するスーパーバイザーの役割を果たす	53 ( 13.8 )		77 ( 20.0 )		148 ( 38.4 )		107 ( 27.8 )	
J32 公的手続きの代行を行う	185 ( 48.1 )		78 ( 20.3 )		55 ( 14.3 )		67 ( 17.4 )	
J33 地域の社会資源発掘を行う	167 ( 43.4 )		123 ( 31.9 )		63 ( 16.4 )		32 ( 8.3 )	
J34 調査・研究を行う	159 ( 41.3 )		112 ( 29.1 )		74 ( 19.2 )		40 ( 10.4 )	

表4. 各クラスにおけるBIC

モデル	BIC
1クラスモデル	9774.73
2クラスモデル	9042.77
3クラスモデル	8834.18
4クラスモデル	8748.05
5クラスモデル	8751.56

表 5, 図 2 は 4 クラスモデル時における各潜在クラスの条件付き応答確率を示したものであり, すべてのクラスにおいて「J9: 利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている」「J33: 地域の社会資源発掘を行う」「J34: 調査・研究を行う」に関する実践を示す項目の応答確率は 0.6 未満であった。

表5. 各潜在クラスの構成割合と応答確率(n=385)

クラス構成割合(%)	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	平均
	25.20%	26.10%	11.90%	36.80%	
J1 他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている	1.000	0.930	0.612	0.985	0.882
J3 通所介護計画書を作成する	0.955	0.914	0.726	0.962	0.889
J5 利用者へ通所介護計画書の説明を行う	0.976	0.903	0.656	0.929	0.866
J6 家族へ通所介護計画書の説明を行う	0.985	0.943	0.523	0.902	0.838
J7 契約書・重要事項説明書の説明を行う	0.970	0.988	0.526	0.992	0.869
J9 利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている	0.504	0.32	0.022	0.119	0.241
J10 家族の困りごとに対して相談に応じている	0.975	0.979	0.497	0.919	0.843
J13 家族の苦情に対する対応を行う	0.962	0.990	0.522	0.990	0.866
J14 利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う	0.969	0.969	0.456	0.930	0.831
J15 利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	0.692	0.917	0.063	0.026	0.425
J16 利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く	0.696	0.979	0.021	0.000	0.424
J19 居宅介護事業所以外の他事業所と連携する	0.930	0.905	0.579	0.877	0.823
J20 事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う	0.970	0.946	0.489	0.949	0.839
J21 利用者に適切なサービス提供が来ているかモニタリングを行う	0.960	0.898	0.710	0.911	0.870
J22 利用者個別記録を行う	0.903	0.872	0.807	0.888	0.868
J23 利用者連絡ノートへの記録を行う	0.787	0.769	0.731	0.761	0.762
J25 事業所内連携会議へ出席する	1.000	0.878	0.647	0.897	0.856
J26 地域ケア会議へ出席する	0.800	0.446	0.188	0.395	0.457
J27 地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外 会議へ出席する	0.709	0.439	0.091	0.339	0.395
J28 実習生の受け入れ調整を行う	1.000	0.224	0.000	0.194	0.355
J29 実習生への実習指導を行う	0.995	0.172	0.121	0.294	0.396
J30 ボランティアの受け入れ 調整を行う	1.000	0.493	0.045	0.419	0.489
J31 他の職員に対するスーパーバイザーの役割を果たす	0.933	0.667	0.149	0.640	0.597
J32 公的手続きの代行を行う	0.702	0.241	0.039	0.197	0.295
J33 地域の社会資源発掘を行う	0.473	0.258	0.009	0.161	0.225
J34 調査・研究を行う	0.557	0.319	0.085	0.169	0.283

クラス1は、上記の3項目を除く23項目で、応答確率が0.7以上と高値であった。

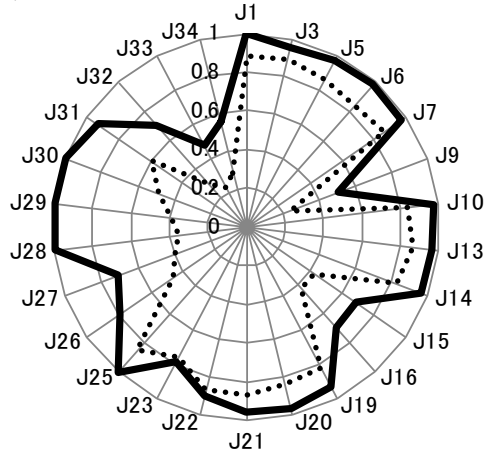
クラス2では、「J7: 契約書・重要事項説明書の説明を行う(応答確率: 0.988)」「J10: 家族の困りごとに対して相談に応じている(応答確率: 0.979)」「J13: 家族の苦情に対する対応を行う(応答確率: 0.990)」「J14: 利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う(応答確率: 0.969)」「J15: 利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く(応答確率: 0.917)」「J16: 利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く(応答確率: 0.979)」といった相談援助に関する項目の応

答確率が他のクラスに比して高値であり、「J19：居宅介護事業所以外の他事業所（訪問介護、ショートステイ、他デイサービスなど）と連携する（応答確率：0.905）」といった連絡・調整に関する項目の応答確率も 0.9 以上と高値であった。一方で、「J28：実習生の受け入れ調整を行う（応答確率：0.224）」、「J30：ボランティアの受け入れ調整を行う（応答確率：0.493）」や「J27：地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する（応答確率：0.439）」の項目は低値であった。

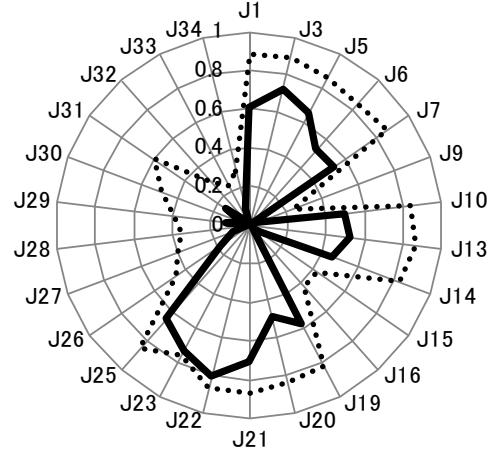
クラス 3 では、すべての項目において応答確率が全体平均よりも低値であった。特に「J28：実習生の受け入れ調整を行う（応答確率：0.000）」「J30：ボランティアの受け入れ調整を行う（応答確率：0.045）」は他のクラスと比べ低値であることが確認された。

クラス 4 では、「J1：他機関からの新規利用に関する窓口になっている（応答確率：0.985）」から「J14：利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う（応答確率：0.930）」までの 9 項目の応答確率は 0.9 以上と高値である一方、「J15：利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く（応答確率：0.026）」「J16：利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く（応答確率：0.000）」の終末期援助に関する項目は 0.05 未満と低値であった。

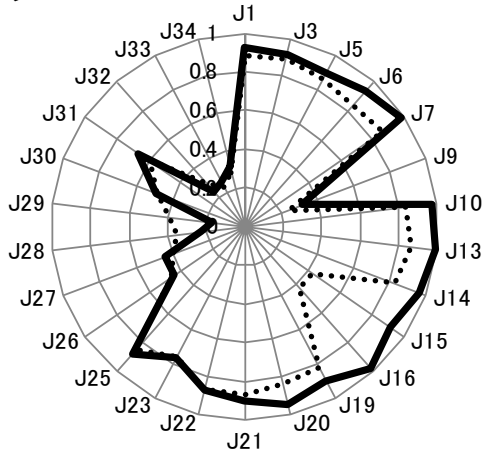
クラス 1



クラス 3



クラス 2



クラス 4

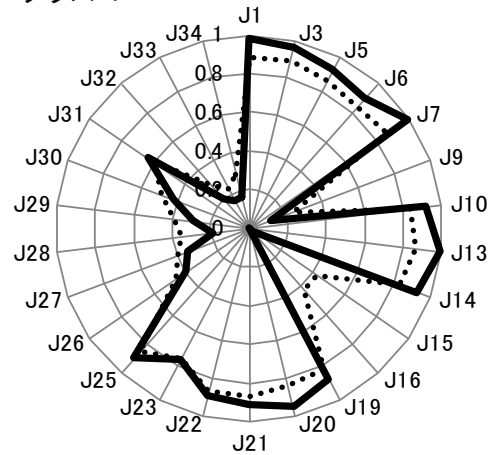


図2. 通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践における各潜在クラスの条件付き応答確率  
 注: 太実線は各潜在クラスにおける条件付き応答確率、破線は全体の平均得点を示す

#### 第 4 節 考察

##### 1. クラス 1 に所属する生活相談員におけるソーシャルワークの実践状況の特徴

クラス 1 に所属する生活相談員は、ソーシャルワークの実践状況に関する実践

度の応答確率が高値であったことから、ソーシャルワーク実践を最も行っていると推察される集団であると考えられる。クラス1において特徴的な点は、「地域ケア会議への出席」や「地域ケア会議以外の施設外会議への出席」など地域連携を意識したソーシャルワーク実践が見られる点である。2015（平成27）年度の介護報酬改定では、通所介護は地域連携の拠点としての機能の充実を図ることが明記された。それに伴い生活相談員の専従要件が緩和され、今後生活相談員が地域との連携においてその役割を果たすことが望まれる。また、「通所介護のあり方に関する調査研究事業報告書」では、生活相談員が事業所以外の地域での取り組みを行うことによる変化として「生活相談員の取り組むべき姿勢や意識、意欲がより高まってきた（51.0%）」「果たすべき機能の可能性を感じることができるようになった（39.8%）」と報告しており、生活相談員が地域での取り組みを行うことによって良い意識変化がある可能性が考えられる。これらを考慮すると、今後通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践はクラス1を目指すことが望ましいと推察される。

## 2. クラス2に所属する生活相談員におけるソーシャルワークの実践状況の特徴

クラス2は、ケースワークや連絡・調整に関する項目の応答確率は高値であったが、地域ケア会議や施設外会議への出席、実習生・ボランティアの調整等の項目は低値であった。先行研究によると高齢者福祉施設に従事する生活相談員の中核業務は相談援助業務と連絡調整業務であるとされ（西川2010、東京都社会福祉協議会2012）、青木は（2015）これまでの相談業務といえば、「事業所内に限った」利用者との対話を主体とした行為であったとしている。これらを考慮すれば、クラス2は従来求められていた通所介護事業所の生活相談員としての機能を果たしているクラスであるといえる。しかし、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取り組みのために必要な時間も含めることができると明記され、（指定居宅サービ

ス等及び指定介護予防サービス等に関する基準), 今後通所介護事業所は利用者の地域生活を支える連携が求められると考えられる。

### 3. クラス 3 に所属する生活相談員におけるソーシャルワークの実践状況の特徴

クラス 3 に所属する生活相談員は、応答確率がすべての項目で全体平均よりも低値であった。そのため、ほかのクラスに比べ全般にソーシャルワークの実践状況が低い集団である。前述のとおり、通所介護事業所は諸サービスを施設で提供する一方、利用者の生活の主体は在宅にあるという特徴を有している。そのため、通所介護事業所の生活相談員に求められるソーシャルワーク実践は、施設と在宅に跨っており、ケアプランに基づく他事業所・多職種との連携や利用者の生活を支える基盤となる家族を包括した視点での関わりがより一層求められると考えられ、通所介護事業所におけるソーシャルワーク実践は重要であると考えられる。一方で、通所介護事業所の生活相談員は事業所内で多くの業務に関わっていることや、通所介護事業所の生活相談員業務について検討した西川(2010)によって「利用者に関する相談、対応」等の 19 項目に対して現状の関わりを示す関与度より関わるべきかについて尋ねた関与意識の割合の方が高かったことが報告されており、必要性の認識に比べ関与が出来ていない可能性があるといえる。デイサービス生活相談員業務必携(2015)では、通所介護事業所の生活相談員業務は①専従業務、②事業所の管理者との兼務業務、③介護職員との兼務業務に区分されており、それぞれの視点で考えることが必要であると述べている。このことから、生活相談員が勤務する事業所で求められる役割の比重によってソーシャルワークの実践状況に違いが見られるのではないかと推察される。

### 4. クラス 4 に所属する生活相談員におけるソーシャルワークの実践状況の特徴

クラス 4 では、ソーシャルワークに関する項目、事業所内連絡や他機関との調整に関する項目の応答確率が高値であり、クラス 2 の実践状況と近い状況を示したクラスといえる。しかし、ソーシャルワークに関する項目の中で終末期援助に関する項目のみが低値であった点がクラス 2 と異なった点であった。「平成 27 年

度介護報酬改定に向けて（介護給付費分科会）」の報告では、通所介護事業所で介護支援専門員からの利用申し込みに対して利用定員以外の理由で断った理由として、「医療依存度の高い方の受け入れ体制の確保が困難（88.5%）」「重度の要介護度の方の受け入れ体制が困難（32.2%）」であったことが報告されている。また、通所介護事業所の運営者の立場からみた事業所が直面している課題の上位は「看護資格を持つ人が確保できない（25.7%）」であった。これらから、終末期援助に対するニーズを持った利用者の受け入れが少ないため、実践が行われていない可能性が考えられる。通所介護事業所は法人種別や看護師の雇用形態がさまざまであり、医療度が高いと考えられる終末期援助を必要とする利用者への対応が可能な事業所と困難な事業所に分かれるのではないかと考えられる。今後、通所介護事業所では重度の要介護者、医療依存度の高い人の積極的受入が求められており、終末期援助に関するソーシャルワークの実践状況と医療依存度の高い利用者の受け入れ状況などの要因に関連があるか、さらなる検討が求められる。

#### 5. 4クラス共通の生活相談員におけるソーシャルワークの実践状況の特徴

またすべてのクラスにおいて、「J9：利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている」、「J33：地域の社会資源発掘を行う」「J34：調査・研究を行う」の応答確率が0.6未満と低かった。2015（平成27）年度の介護報酬改定では、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「社会資源の発掘・活用のための時間」なども含めることができると明記されており、通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践には、社会資源の発掘やそれに伴う調査・研究等が含まれてくる可能性がある。しかし2017（平成29）年「通所介護の今後のあり方に関する調査報告事業報告書」の調査報告では、生活相談員の専従要件緩和を受け、生活相談員の担当業務、役割の見直しを「していない、今後検討することはない」と回答した事業所は20.0%であった。その理由として「事業所内の利用者への対応で手いっぱいである（83.8%）」「必要人員の配置をしても、事業採算率がマイナスになる（16.6%）」が上位となっている。また、合田ら(2015)は通所介護事業所の生活相談員は多くの業務に関わっていることを報告しており、その現状は事業所



における生活相談員の兼務状況や、生活相談員数などがソーシャルワークの実践状況と関連しているのではないかと推察される。

## 第5節 本章の結論

本章では、通所介護事業所の生活相談員が実践していると認識しているソーシャルワーク実践を類型化することで、通所介護事業所の生活相談員が行うソーシャルワーク実践の状況について明らかにすることをねらいとした。

その結果、通所介護事業所の生活相談員が行うソーシャルワーク実践には、最もソーシャルワーク実践を行っている【クラス1】、相談援助、連絡・調整に関する項目の応答確率は高値であったが、実習生やボランティアの受け入れについて、地域ケア会議への出席などの項目は低値であった【クラス2】、全般にソーシャルワーク実践の実践度が低い【クラス3】、ソーシャルワークに関する項目の応答確率は高値であったが、その中でも終末期援助に関する項目のみが低値であった【クラス4】の4つのクラスがあることが確認された。

本章ではソーシャルワーク実践の状況が明らかになってきたが、前述のとおり通所介護事業所の生活相談員の業務内容は多岐にわたり、生活相談員が求められている業務内容は事業所間で異なると推測される。こういった状況を鑑みると、「事業所の法人種別」や「生活相談員の兼務状況」、「事業所規模」などの法人属性や「保有資格」「個人が認知している生活相談員の役割」などの個人属性と生活相談員が実践するソーシャルワークの実践状況にどのような関連が認められるかを検討することが今後の課題である。

## 第4章 通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワークの実践状況とその関連要因

### 第1節 研究目的

第3章では、通所介護事業所の生活相談員が行うソーシャルワーク実践は、各ソーシャルワーク実践項目の実践度に違いの認められる4つのクラスに分類できることが明らかになった。前述のとおり、通所介護事業所では法人種別や事業所の規模等が事業所ごとに異なっており、生活相談員自身も保有資格等に個人差があると考えられる。

そこで、本章では通所介護事業所の生活相談員が行っているソーシャルワーク実践状況とその関連要因を探索することとした。

### 第2節 研究方法

#### 1. 調査対象と方法

調査対象者は中国地方5県のうち3県（岡山県，鳥取県，島根県）において運営されている通所介護事業所全1,344事業所（WAM NET：2017年10月時点）に勤務する生活相談員である。事業所の管理者宛に調査の目的等を記した依頼書と調査票を郵送し、各事業所1名の生活相談員の回答を求めた。調査票は無記名自記式とし、記入済みの調査票は返信用封筒に回答者自らが厳封の上、投函し回収を行った。調査期間は、2017年12月～2018年2月までの2か月間とした。

#### 2. 調査内容

調査内容は、調査対象者の属性（性別，年齢など），事業所の属性（生活相談員数，一日あたりの利用定員など），生活相談員のソーシャルワークの実践状況を問う項目についての質問項目で構成した。

なお，ソーシャルワークの実践状況を問う項目については，第2章で検討した

生活相談員のソーシャルワーク実践を構成する 26 項目の調査項目を用いた。回答は「全く実践していない，あまり実践していない：0 点」「ときどき実践している，いつも実践している：1 点」で回答を求め，得点化を行った。

### 3. 分析方法

まず，通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する項目から，冗長性の高い項目を削除するため，各項目間のテトラコリック相関(小杉ら 2014)が 0.9 以上である項目を確認し，さらに当該項目の内容を吟味し，削除すべき項目を選定した。

次に，通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する因子を検討するため，探索的因子分析(Promax 回転)を行い，推定法にはカテゴリカルデータに最適な WLSMV を用いた(Muthen et al.2007)。また，探索的因子分析による因子数は，固有値 1 以上を共通因子とする Kaiser-Guttman 基準(Kaiser, 1960)ならびに因子の解釈可能性(Cattell R.1966)により判断し，因子負荷量 0.5 以上であることを基準に各因子に所属する項目を選定した。

さらに，探索的因子分析によって抽出された因子の構成概念妥当性を検討するため，斜交モデルを設定し，WLSMV を推定法に構造方程式モデリングを用いて検証的因子分析を行い，データに対する適合度を確認した。

最後に，前段階で因子構造が支持されたソーシャルワークの実践状況を従属変数，性別(女性：1，男性：0)，年齢，生活相談員としての経験月数，保有資格，介護職員との兼務の有無(あり：1，なし：0)，雇用形態(正規職員：1，それ以外：0)，役職(管理者：1，管理者以外：0)，勤務事業所の日あたりの利用定員，生活相談員数，運営主体(非営利法人：1，営利法人：0)を独立変数とした多重指標多重原因モデル(MIMIC モデル)を設定し，WLSMV を推定法とする構造方程式モデリング(豊田 1998)を用いてモデルのデータに対する適合度と各変数間の関連性を検討した。前述した通り，通所介護事業所の生活相談員の業務内容は個人属性や法人属性に左右されることが推察され，これらがソーシャルワークの実践状況と関連しているものと推察される。そのため独立変数は，性別，年齢，生活相

談員としての経験月数，保有資格，介護職員との兼務の有無，雇用形態，役職といった個人属性と勤務事業所の日あたりの利用定員，生活相談員数，運営主体といった法人属性を含めることとした。

適合度の評価には，Comparative Fit Index（以下，CFI），Root Mean Square Error of Approximation（以下，RMSEA）を用いた。これらの適合度指標は一般的には CFI が 0.95 以上，RMSEA が 0.06 以下であれば，そのモデルがデータをよく説明していると判断され（山本ら 1999），RMSEA が 0.10 以上であればそのモデルを採択すべきではないとされている（山本ら 1999）。

すべての解析における有意性は 5% 有意水準とし，統計ソフト「IBM SPSS 24 J for Windows」ならびに「Mplus version 7.4」を用いた。

#### 4. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり，各管理者ならびに調査対象者に対して，調査目的，個人や施設の匿名性の保持について等を文書で説明し，調査票の返送をもって調査協力への同意が得られたものとみなした。また，本研究は岡山県立大学倫理委員会へ申請し，承認を得た後に実施した（受付番号：17-66）。

### 第 3 節 結果

回答は 450 人（回収率 33.7%）から得られた。統計解析には，当該項目に欠損値のない 309 人（調査対象者の 23.2%，回答者の 68.7%）の資料を統計解析に用いた。なお，回収された 450 票と統計解析に用いた 309 票の回答分布を比較した結果，本研究の分析に用いたデータは回収されたデータの分布を反映しており，外的妥当性は担保されていると判断した。

#### 1. 対象者の属性分布

対象者の性別は男性 118 人（38.2%），女性 191 人（61.8%）であった。年齢は平均 43.8 歳（標準偏差：10.3，範囲：23-70）であった。保有資格は介護福祉士が

133人（43.0％）と最も多く、次いで介護支援専門員94人（30.4％）、社会福祉士52人（16.8％）となっていた。生活相談員としての経験月数は平均68.2か月（標準偏差：48.9、範囲：2-300）であった。また、雇用形態は、正規職員286人（92.6％）、非正規職員14人（4.5％）、その他9人（2.9％）であった。役職は「管理者」が159人（51.5％）、「主任・チーフ」61人（19.7％）、「その他」20人（6.5％）「特になし」69人（22.3％）であった。

勤務事業所の日あたりの利用定員は平均24.9人（標準偏差：12.1、範囲：6-76）、生活相談員数は平均2.8人（標準偏差：1.3、範囲：1-9）、運営主体は、営利法人146人（47.2％）、非営利法人163人（52.8％）であった。

## 2. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する回答分布について

通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況の回答分布は表6に示す通りであった。「いつも実践している」「ときどき実践している」の回答に着目すると、「J3：利用者へ通所介護計画書の説明を行う（94.5％）」が最も多く、次いで「J7：家族の困りごとに対して相談に応じる（94.2％）」、「J1：他機関から新規利用に関する相談の窓口になっている（93.5％）」となっていた。また「全く実践していない」「あまり実践していない」の回答に着目すると、「J24：公的手続きの代行を行う（83.5％）」が最も多く、次いで、「J6：利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている（82.5％）」、「J26：調査・研究を行う（80.6％）」となっていた。

表6. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する回答分布 (n=309)

番号	項目	全く実践していない		あまり実践していない		ときどき実践している		いつも実践している	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
J1	他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている。	7	( 2.3 )	13	( 4.2 )	50	( 16.2 )	239	( 77.3 )
J2	通所介護計画書を作成する。	12	( 3.9 )	11	( 3.6 )	34	( 11.0 )	252	( 81.6 )
J3	利用者へ通所介護計画書の説明を行う。	6	( 1.9 )	11	( 3.6 )	52	( 16.8 )	240	( 77.7 )
J4	家族へ通所介護計画書の説明を行う。	9	( 2.9 )	22	( 7.1 )	76	( 24.6 )	202	( 65.4 )
J5	契約書・重要事項説明書の説明を行う。	9	( 2.9 )	16	( 5.2 )	36	( 11.7 )	248	( 80.3 )
J6	利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている。	169	( 54.7 )	86	( 27.8 )	30	( 9.7 )	24	( 7.8 )
J7	家族の困りごとに対して相談に応じている。	3	( 1.0 )	15	( 4.9 )	118	( 38.2 )	173	( 56.0 )
J8	家族の苦情に対する対応を行う。	8	( 2.6 )	18	( 5.8 )	66	( 21.4 )	217	( 70.2 )
J9	利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う。	11	( 3.6 )	10	( 3.2 )	73	( 23.6 )	215	( 69.6 )
J10	利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く。	92	( 29.8 )	107	( 34.6 )	64	( 20.7 )	46	( 14.9 )
J11	利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く。	92	( 29.8 )	99	( 32 )	71	( 23.0 )	47	( 15.2 )
J12	居宅介護事業所以外の他事業所 (訪問介護, ショートステイ, 他デイサービスなど)と連携する。	13	( 4.2 )	30	( 9.7 )	84	( 27.2 )	182	( 58.9 )
J13	事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う。	4	( 1.3 )	24	( 7.8 )	89	( 28.8 )	192	( 62.1 )
J14	利用者に適切なサービス提供が 出来ているかモニタリングを行う。	6	( 1.9 )	17	( 5.5 )	75	( 24.3 )	211	( 68.3 )
J15	利用者個別記録を行う。	11	( 3.6 )	30	( 9.7 )	106	( 34.3 )	162	( 52.4 )
J16	利用者連絡ノートへの記録を行う。	28	( 9.1 )	63	( 20.4 )	102	( 33.0 )	116	( 37.5 )
J17	事業所内連携会議へ出席 する。	12	( 3.9 )	23	( 7.4 )	60	( 19.4 )	214	( 69.3 )
J18	地域ケア会議へ出席する。	100	( 32.4 )	72	( 23.3 )	50	( 16.2 )	87	( 28.2 )
J19	地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する	104	( 33.7 )	97	( 31.4 )	53	( 17.2 )	55	( 17.8 )
J20	実習生の受け入れ調整を行う。	125	( 40.5 )	53	( 17.2 )	45	( 14.6 )	86	( 27.8 )
J21	実習生への実習指導を行う。	119	( 38.5 )	58	( 18.8 )	55	( 17.8 )	77	( 24.9 )
J22	ボランティアの受け入れ 調整を行う。	67	( 21.7 )	46	( 14.9 )	91	( 29.4 )	105	( 34.0 )
J23	他の職員に対するスーパーバイザーの役割を果たす。	41	( 13.3 )	61	( 19.7 )	119	( 38.5 )	88	( 28.5 )
J24	公的手続きの代行を行う。	190	( 61.5 )	68	( 22.0 )	33	( 10.7 )	18	( 5.8 )
J25	地域の社会資源発掘を行う。	136	( 44.0 )	100	( 32.4 )	54	( 17.5 )	19	( 6.1 )
J26	調査・研究を行う。	145	( 46.9 )	104	( 33.7 )	38	( 12.3 )	22	( 7.1 )

※ ■ は、削除した項目

%は小数点第2位を四捨五入したため、100%にならない場合がある。

### 3. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する項目の検討

冗長性の高いソーシャルワーク実践に関する項目を抽出することを目的に、ソーシャルワーク実践に関する全 26 項目の各項目間にテトラコリック相関（小杉ら 2014）を求めた。結果、「J10:利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」と「J11:利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」の間に 0.909, 「J20:実習生の受け入れ調整を行う」と「J21:実習生の実習指導を行う」の間に 0.940 と 0.9 を超える高い相関関係が確認された。このうち、「J10:利用者に終末

期の過ごし方に対する要望を聞く」と「J11：利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」の間には、高い相関が認められたものの、要望を尋ねる対象者が異なることから削除せず、「J21：実習生の実習指導を行う」のみを削除することとした。

#### 4. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況の因子構造の検討

生活相談員のソーシャルワークの実践状況の因子構造を検討するため、25項目を用いて探索的因子分析を行った。その結果、因子の固有値は第8因子以降で1.0未満であったため、7因子構造であると判断し（表7）、因子負荷量0.5を基準に各因子に所属する項目を選定した。

表7. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関する項目の探索的因子分析の結果

番号	項目	抽出された因子						
		第1因子 相談業務	第2因子 通所介護 計画書の 作成と説明	第3因子 ボランティア 等の 受け入れ調整	第4因子 ケース・ コース アドボカシー	第5因子 事業所外 への 会議の出席	第6因子 終末期ケア への 要望確認	第7因子 利用者 に関する 記録の記述
J7	家族の困りごとに対して相談に応じている。	0.874	-0.144	-0.139	-0.025	0.030	0.180	-0.126
J8	家族の苦情に対する対応を行う。	0.868	-0.013	0.049	-0.059	-0.117	0.104	-0.022
J13	事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う。	0.789	-0.045	-0.084	0.125	-0.106	-0.145	-0.074
J1	他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている。	0.673	0.269	0.086	-0.131	-0.048	0.073	0.351
J9	利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う。	0.67	0.16	0.108	-0.128	0.038	0.091	0.088
J3	利用者へ通所介護計画書の説明を行う。	0.008	1.013	-0.044	-0.015	-0.052	-0.002	-0.115
J2	通所介護計画書を作成する。	0.036	0.853	-0.151	0.094	0.073	-0.106	-0.018
J4	家族へ通所介護計画書の説明を行う。	-0.046	0.803	0.102	0.101	-0.082	0.069	-0.057
J20	実習生の受け入れ調整を行う。	0.056	-0.105	0.825	0.070	0.009	0.037	-0.067
J22	ボランティアの受け入れ調整を行う。	-0.013	0.049	0.697	0.157	-0.035	-0.054	-0.097
J26	調査・研究を行う。	-0.082	-0.022	0.136	0.914	-0.110	0.020	0.052
J25	地域の社会資源発掘を行う。	-0.116	0.076	0.129	0.847	0.022	0.022	0.123
J24	公的手続きの代行を行う。	-0.087	0.069	-0.089	0.690	0.137	0.179	0.063
J18	地域ケア会議へ出席する。	-0.067	-0.051	-0.018	0.002	0.986	-0.038	-0.009
J19	地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する。	-0.002	0.060	0.045	0.031	0.658	0.146	-0.016
J11	利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く。	0.133	-0.017	-0.024	0.169	-0.004	0.814	-0.089
J10	利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く。	0.120	-0.009	0.041	0.151	0.008	0.808	-0.081
J16	利用者連絡ノートへの記録を行う。	-0.052	0.064	0.098	-0.163	-0.004	0.102	-0.887
J15	利用者個別記録を行う。	-0.019	0.097	0.029	-0.063	0.020	0.063	-0.782
J5	契約書・重要事項説明書の説明を行う。	0.489	0.432	0.182	-0.238	0.151	0.094	0.147
J6	利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている。	0.187	-0.083	-0.135	0.458	0.018	0.263	0.074
J12	居宅介護事業所以外の他事業所（訪問介護、ショートステイ、他デイサービスなど）と連携する。	0.310	0.184	0.057	0.206	-0.048	0.107	0.017
J14	利用者に適切なサービス提供が 出来ているかモニタリングを行う。	0.256	0.313	-0.098	0.155	0.006	-0.130	-0.237
J17	事業所内連携会議へ出席する。	0.301	0.107	0.011	0.168	0.192	-0.265	-0.038
J23	他の職員に対するスーパーバイザーの役割を果たす。	0.493	-0.244	0.242	0.213	0.145	-0.132	-0.055
	第1因子	1.000						
	第2因子	0.540	1.000					
	第3因子	0.458	0.277	1.000				
	第4因子	0.501	0.236	0.309	1.000			
	第5因子	0.491	0.354	0.359	0.503	1.000		
	第6因子	0.377	0.190	0.215	0.368	0.305	1.000	
	第7因子	-0.058	-0.207	-0.009	-0.210	-0.084	-0.018	1.000
	固有値	9.028	2.697	2.081	1.467	1.350	1.127	1.066
	寄与率(%)	36.110	10.788	8.324	5.868	5.400	4.500	4.200

※推定法：WLSMV

■ は因子負荷量0.5以上である。

第1因子は「J1:他機関からの新規利用に関する相談の窓口になっている」「J7:家族の困りごとに対して相談に応じている」「J8:家族の苦情に対する対応を行う」「J9:利用者・家族と緊急時の対応に関して取り決めを行う」「J13:事業所内の利用者支援に関する職種間の意見調整を行う」の5項目によって構成され、【相談業務】と解釈した。第2因子は「J2:通所介護計画書を作成する」「J3:利用者へ通所介護計画書の説明を行う」「J4:家族へ通所介護計画書の説明を行う」の3項目によって構成され、【通所介護計画書の作成と説明】と解釈した。第3因子は「J20:実習生の受け入れ調整を行う」「J22:ボランティアの受け入れ調整を行う」の2項目で構成され、【ボランティア等の受け入れ調整】と解釈した。第4因子は「J24:公的手続きの代行を行う」「J25:地域の社会資源発掘を行う」「J26:調査・研究を行う」の3項目によって構成され、【ケース・コースアドボカシー】と解釈した。第5因子は「J18:地域ケア会議へ出席する」「J19:地域活動の一環として、地域ケア会議以外の施設外会議へ出席する」の2項目によって構成され、【事業所外への会議の出席】と解釈した。第6因子は「J10:利用者に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」「J11:利用者の家族に終末期の過ごし方に対する要望を聞く」の2項目によって構成され【終末期ケアの要望確認】と解釈した。第7因子は「J15:利用者個別記録を行う」「J16:利用者連絡ノートへの記録を行う」の2項目によって構成され、【利用者に関する記録の記述】と解釈した。

次に探索的因子分析によって抽出された7因子による斜交モデルを設定し、構造方程式モデリングを用いて検証的因子分析を行った(図3)。その結果、データに対するモデル適合度は、 $\chi^2(df) = 198.388(131)$ , CFI=0.990, RMSEA=0.041であり、統計学的な許容水準を満たしていた。



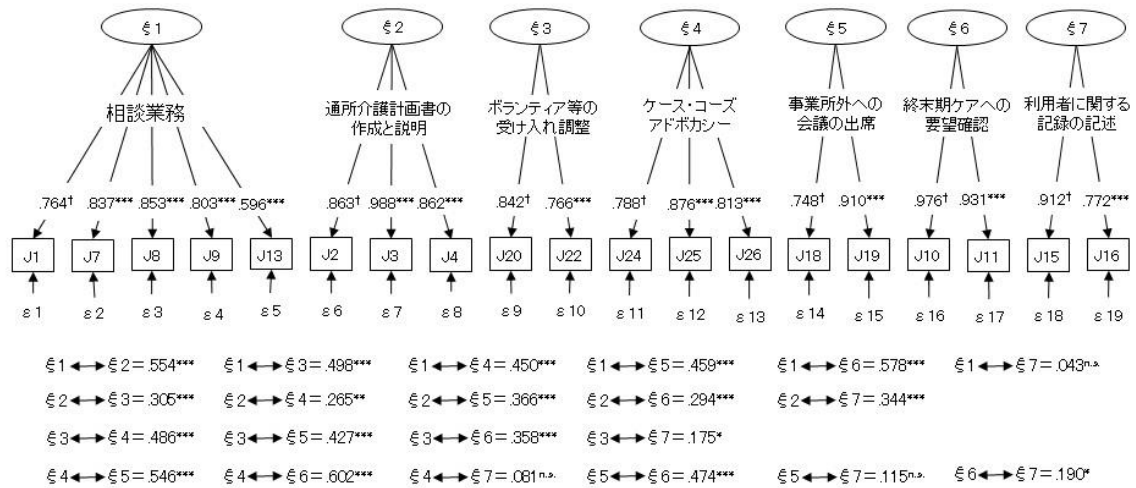


図3. 生活相談員のソーシャルワーク実践に関する因子構造モデル(標準化解)

n = 309  $\chi^2(df) = 198.388 (131)$ , CFI = 0.990, RMSEA = 0.041 (推定法: WLSMV)

ξは外生変数, εは誤差変数, †はモデル識別のため制約を加えた箇所である。\*\*\*: p < 0.001, \*\*: p < 0.01, \*: p < 0.05, ns: not significant

## 5. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況に関連する要因の検討

ソーシャルワーク実践を従属変数、性別、年齢、生活相談員としての経験月数、保有資格、介護職との兼務の有無、雇用形態、役職、勤務事業所の一泊あたりの利用定員、生活相談員数、運営主体を独立変数とした MIMIC モデルのデータに対する適合度は、 $\chi^2(df) = 332.880 (275)$ , CFI = 0.992, RMSEA = 0.026 と統計学的な許容水準を満たしていた (図 4)。

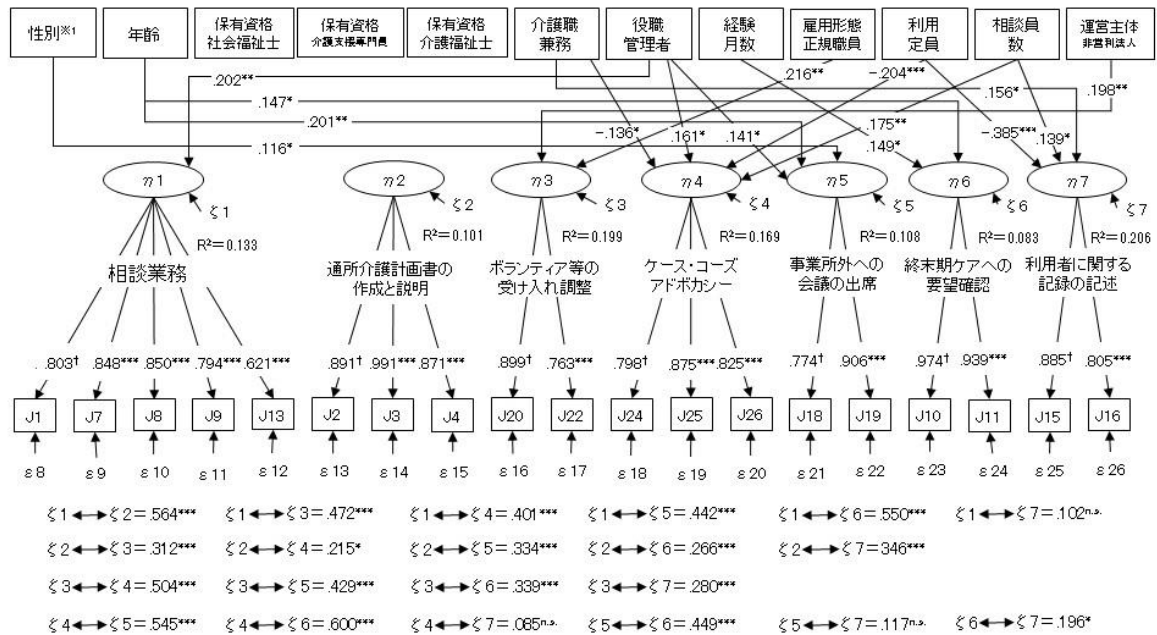


図4. 生活相談員のソーシャルワーク実践の関連要因の検討(標準化解)

n=309  $\chi^2(df)=332.880(275)$ , CFI=0.992, RMSEA=0.026(推定法:WLSMV)

ηは内生変数, εとζは誤差変数, †はモデル識別のため制約を加えた箇所である。\*\*\*:p<0.001, \*\*:p<0.01, \*:p<0.05, n.s.:not significant

※1 性別:「女性:1, 男性0」 ※独立変数からのパス係数は統計学上有意のもののみ記した。

第1因子の【相談業務】では、役職が有意な正の関連を示していた ( $\beta=0.202$ ;  $p<0.010$ )。第2因子の【通所介護計画書の作成と説明】では有意な関連が確認された独立変数はなかった。次に、第3因子の【ボランティア等の受け入れ調整】では、運営主体 ( $\beta=0.198$ ;  $p<0.010$ ) と雇用形態 ( $\beta=0.216$ ;  $p<0.010$ ) が有意な正の関連を示していた。また、第4因子の【ケース・コースアドボカシー】では、介護職員との兼務の有無 ( $\beta=-0.136$ ;  $p<0.050$ ), 利用定員数 ( $\beta=-0.204$ ;  $p<0.001$ ) が有意な負の関連を示し、相談員数 ( $\beta=0.175$ ;  $p<0.010$ ) と役職 ( $\beta=0.161$ ;  $p<0.050$ ) が有意な正の関連を示していた。さらに、第5因子の【事業所外への会議の出席】では、性別 ( $\beta=0.166$ ;  $p<0.050$ ), 年齢 ( $\beta=0.201$ ;  $p<0.010$ ), 役職 ( $\beta=0.141$ ;  $p<0.010$ ) が有意な正の関連を示しており、第6因子の【終末期ケアの要望確認】では、年齢 ( $\beta=0.147$ ;  $p<0.05$ ) と生活相談員としての経験月数 ( $\beta=0.149$ ;  $p<0.050$ ) が有意な正の関連を示していた。最後に、第7因子の【利用者に関する記録の記述】では、介護職員との兼務の有無 ( $\beta=0.156$ ;  $p<0.050$ ) と生活相談員数 ( $\beta=0.139$ ;

$p < 0.050$ ) が有意な正の関連を示し、利用定員数 ( $\beta = -0.385$ ;  $p < 0.0010$ ) は有意な負の関連を示していた。なお、設定した独立変数の中で従属変数と有意な関連が確認されなかったものは、保有資格のみであった。また、各因子に対する独立変数の寄与率は、【相談業務】が 13.3%、【通所介護計画書の作成と説明】が 10.1%、【ボランティア等の受け入れ調整】が 19.9%、【ケース・コースアドボカシー】が 16.9%、【事業所外への会議の出席】が 10.8%、【終末期ケアの要望確認】が 8.3%、【利用者に関する記録の記述】が 20.6%であった。

#### 第 4 節 考察

##### 1. 通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークに関する実践状況について

通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践状況の回答のうち「いつも実践している」「ときどき実践している」の回答が 9 割を超えていた項目に着目すると、【相談業務】に所属するものが多かった。先行研究では、高齢者福祉施設に従事する生活相談員の中核業務は相談援助業務と連絡調整業務であるとされている（西川 2010, 東京都社会福祉協議会編 2012）。また上田ら（2012）は、特別養護老人ホームの生活相談員が行うソーシャルワーク実践の中で「入所入院対応実践」「苦情等相談対応実践」「連携調整実践」が高かったことを報告しており、【相談業務】は高齢者福祉施設において多くの生活相談員が実践していると考えられる。【ケース・コースアドボカシー】に所属する項目は「全く実践していない」「あまり実践していない」の回答が多く見られた。合田ら（2018）の研究では、「利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている」「調査・研究を行う」「地域の社会資源発掘を行う」に関する実践を示す項目の応答確率は低値であり、関根ら（2018）は「利用者の成年後見制度に対する相談及び支援」で実践度が低値であったことから、本結果はこれらの先行研究と概ね一致していたと考える。2015（平成 27）年度の介護報酬改定では、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「社会資源の発掘・活用のための時間」なども含めることができるとされたが、業務量の多さや事業所によって求められる業務が実践できていないことが明らか

となった。また「利用者の成年後見制度活用に対する相談に応じている」の項目に関しては、利用者から通所介護事業所の生活相談員への発信が少ない可能性や利用者からの相談を介護支援専門員等の他専門職へ依頼している可能性が推察される。前者に関しては認知症等により利用者からの SOS 発信が困難な可能性もあるため、今後はこれらの実態を確認することが必要である。

## 2. 生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する項目の検討

本研究では、合田ら（2018）のソーシャルワーク実践の 26 項目から 1 項目を除き、25 項目によって探索的因子分析を行った。その結果、【相談業務】【通所介護計画書の作成と説明】【ボランティア等の受け入れ調整】【ケース・コースアドボカシー】【事業所外への会議の出席】【終末期ケアの要望確認】【利用者に関する記録の記述】の 7 因子構造であることが確認できた。大田区通所介護事業者連絡会（2015）は、生活相談員の専従業務として、「通所介護計画書作成」「サービス担当者会議」「相談援助」「ボランティア受け入れ」「記録」等の 11 の業務を挙げている。これは、現場で働く生活相談員に向けて作成されているものであるが、本調査で抽出された因子である【相談業務】【通所介護計画書の作成と説明】【ボランティア等の受け入れ調整】【ケース・コースアドボカシー】【事業所外への会議の出席】【利用者に関する記録の記述】を含んでいたことから、本調査の結果は先行研究を概ね支持していたと考える。一方、【終末期ケアの要望確認】は前述の先行研究に含まれていなかった。近年高齢者の医療・ケアにおいてアドバンス・ケア・プランニングの重要性が高まっており、厚生労働省は、2018（平成 30）年「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf>（2019 年 12 月 15 日アクセス））を策定した。ガイドラインでは、病院だけでなく介護施設・在宅の現場も想定されており、基本的な考え方として、担当の医師のほか、看護師やソーシャルワーカー、介護支援専門員等の介護関連従事者などの医療・ケアチームで本人・家族等を支える体制を作ることが必要と述べられている。通所介護事業所の利用者の生活基盤は在宅であり、訪問看護等の複数のサ

ービスを利用していることも多い。このような状況で、通所介護事業所の生活相談員が多職種の特門職とチームアプローチを推進していくうえで、介護支援専門員との連携は重要であるといえる。白澤（2019）は「チームアプローチを進めるために、ケアマネジメントが導入されることになった。そのため、ケアマネジャーはオーケストラの指揮者にたとえられることがあるが、サービスや支援を提供するすべての人が演奏者である」と述べている。また前述の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」によると、医療・ケアの方針決定について、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要であると示されており、変化する利用者の思いへの対応が求められている。通所介護事業所の生活相談員は介護支援専門員に比べ、利用者と会う機会が多く、より利用者に近い距離でサービスを提供している。さまざまな要因によって変化する利用者の終末期ケアへの要望について身近な存在としての生活相談員が汲み取り、介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が関連機関へ情報を共有することで、より本人の意思に沿った援助が可能になると考える。

### 3. 通所介護事業所の生活相談員によるソーシャルワークの実践状況と属性との関連性

ソーシャルワーク実践の【相談業務】では、役職との間に有意な正の関連が示され、役職のうち管理者である方がそれ以外よりも相談業務を実践していると認識していた。通所介護事業所は、事業所により利用者人数や生活相談員数が異なっており、本調査においても勤務事業所の一泊あたりの利用定員は6名から76名、生活相談員数も1名から9名と事業所によって人数に幅がみられた。また管理者は、専らその職務に従事する常勤が原則とされているが、自治体により社会福祉主事任用資格や社会福祉事業での経験を問う場合もある。一方で管理者の兼務については、当該事業所のその他の職務を認めており、生活相談員を兼務する

場合も少なくない。そのため、管理者がソーシャルワーク実践を行う機会が多く、それらゆえに管理者が管理者以外の役職に比べて【相談業務】の実践をしていると認識していたと考える。一方、【相談業務】に対する管理者の有無とパス係数は0.202と低値であった。前述の通り、通所介護事業所は、自治体により管理者や生活相談員の資格の内容や兼務の状況が異なることから、今後は他の地域も対象に確認していく必要があると考える。

【ボランティア等の受け入れ調整】では、雇用形態との間に有意な正の関連が確認され、雇用形態が正規職員の方が非正規職員よりも【ボランティア等の受け入れ調整】を実施していると認識していた。2013（平成25）年の介護労働実態調査による就業形態別の調査によると、介護老人福祉施設では正規職員76.5%、非正規職員20.8%、通所介護事業所では正規職員63.3%、非正規職員34.3%であり、入所施設に比べて通所介護事業所では非正規職員の割合が高くなっている。一方で、通所介護事業所の生活相談員は正規職員が多いとの報告もある（大田区通所介護事業者連絡会2015）。本調査においては正規職員286人（92.6%）、非正規職員14人（4.5%）と非正規職員は非常に少ない結果であった。

また、通所介護事業所の人員配置基準において生活相談員は「提供日ごとに当該通所介護を提供している時間帯に、生活相談員が勤務している時間数の合計数を通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保」（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条）となっており、非正規職員のみであることは僅少と考えられる。このことから、生活相談員の正規職員はサービス提供日に常に勤務している場合が多いと考えられ、ボランティアや実習生といった専門職以外の人の指導に対応しやすい勤務体制にあることから、【ボランティア等の受け入れ調整】の実践をしていると認識していたと考える。ただし、パス係数は0.216と低値であったことから後続調査での確認が必要である。

また、【ボランティア等の受け入れ調整】では、運営主体との間に有意な正の関連が確認され、運営主体が非営利法人の方が営利法人よりも【ボランティア等の受け入れ調整】を実施していると認識していた。社会福祉法人等の非営利法人は、

公益性が極めて高く透明性が確保されるなどを設置の要件として税制上の優遇を受けている。その法人特性から営利法人に比べてボランティアや実習生の受け入れを多く行っていると認識していたと考える。

2016（平成28）年介護サービス施設・事業所調査の概況における居宅サービス事業所の営利法人構成割合をみると、訪問介護 65.5%、通所介護 47.3%、通所リハビリテーション 0.1%、短期入所生活介護 10.4%であり、通所介護事業所は介護保険サービスの中でも営利法人が比較的多いサービス形態であるといえる。また、本調査における営利法人割合（47.2%）とほぼ同値を示している。2015（平成27）年度介護報酬改定では、生活相談員の専従要件が緩和され、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動などと連携し、通所介護事業所を利用しない日においても、地域連携の拠点としての機能を果たすことが期待されている（日総研グループ『通所介護&リハ』企画チーム編 2015）。このたびの結果では有意であったものの、パス係数の値から非営利法人との差も大きくないことが予想され、今後は経時的な調査により非営利法人と営利法人の実践状況を確認することが求められる。

【ケース・コーズアドボカシー】では、「介護職員との兼務」の有無との間に有意な負の関連が、そして役職との間に有意な正の関連が確認された。つまり、介護職員と兼務をしていない人の方が【ケース・コーズアドボカシー】を実践していると認識しており、役職のうち管理者である方がそれ以外よりも【ケース・コーズアドボカシー】を実践していると認識していた。また、有意な関連が確認された法人属性では、利用定員数との間に負の関連が、相談員数との間に正の関連が確認され、利用定員数が少ないほど【ケース・コーズアドボカシー】を実践していると認識しており、また相談員数が多いほど【ケース・コーズアドボカシー】を実践していると認識していた。ケース・コーズアドボカシーは事業所内の直接的な援助のみならず、事業所外にも発信される実践である。そのため、介護職員との兼務がなく生活相談員数が多いなど、ソーシャルワーク実践以外の時間的拘束の有無が、【ケース・コーズアドボカシー】の実践をしているという認識につながったと考える。一方、【ケース・コーズアドボカシー】と各独立変数からのパス

係数は低値であり、【ケース・コースアドボカシー】を構成する3項目の回答も、実践していると回答したのはいずれも20%未満と低値であった。このように【ケース・コースアドボカシー】は未だ実践度の低いソーシャルワーク実践であると推察される。今後は生活相談員のケース・コースアドボカシーの実践状況に関する後続調査や実践を行っている事業所への質的調査が課題である。

【事業所外への会議の出席】では、性別、年齢、役職との間に有意な正の関連が確認され、性別のうち女性の方が事業所外への会議の出席を実践していると認識しており、年齢が高いほど実践していると認識し、役職のうち管理者である方がそれ以外よりも実践していると認識していた。通所介護事業所が参加する事業所外の会議として地域ケア会議が想定される。白澤(2018)は、地域ケア会議は、支援困難事例を検討する「地域ケア個別会議」と、地域の課題を抽出し、その解決を検討する「地域ケア推進会議」に分けられ、地域ケア個別会議では支援困難事例を検討し、問題解決を図っていくが、そうした支援困難事例を累積することで地域の課題を明らかにしたうえで、地域ケア推進会議で地域の課題を検討し、その課題解決を図っていくと説いている。つまり地域ケア会議では、当該事業所の利用者に関する内容のみならず、地域課題や地域づくり等の幅広い内容が検討されることとなるため、地域における通所介護事業所の役割や考えを発信することが求められる。これらのことから、【事業所外への会議の出席】は、生活相談員の中でも管理者や年齢を重ね、様々な人生経験を積んでいる人の方が多く実践していると認識しているのではないかと推察する。ただし、各独立変数からのパス係数は低値であったことから後続調査での確認が必要である。

【終末期ケアの要望確認】では、年齢、生活相談員としての経験月数との間に有意な正の関連が確認され、年齢が高いほど、また生活相談員としての経験月数が長いほど終末期ケアの要望確認を実践していると認識していた。2015(平成27)年度介護報酬改定では、地域包括ケアシステム構築に向け、医療ニーズの高い在宅中重度者・認知症高齢者への対応が図られ「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」が新設された。このように通所介護においても、医療依存度の高い利用者への対応のできる事業所が求められている(日総研グループ『通所介護&リハ』企



画チーム編 2015)。

一方で合田ら(2018)は、通所介護事業所のソーシャルワーク実践において終末期援助の実践に関する項目のみが低値であったことを報告している。本調査においても「終末期の過ごし方に対する要望を聞く」の項目については、利用者、家族どちらに対しても、「全く実践していない」「あまり実践していない」と回答したものが6割を超えていた。これらのことから、通所介護事業所では医療度が高くなると推測される終末期援助を必要とする利用者への対応が可能な事業所と困難な事業所に分けられると考えられ、「終末期ケアの要望確認」は通所介護事業所の生活相談員が行うソーシャルワークの中でも実践上の課題が多い業務といえる。本調査では、【終末期ケアの要望確認】は、年齢が高いほど、そして生活相談員としての経験月数が長い人の方が実践していると認識していたが、パス係数の値は低値であったことから、終末期への対応については、生活相談員自身の生活体験やこれまでの実践をもとに経験的に対応していることが否めない。通所介護事業所では重度の要介護者、医療依存度の高い人の積極的受入が求められていることから、今後は【終末期ケアの要望確認】を実践している生活相談員の実態を質的に明らかにし、経験の浅い生活相談員が利用者ニーズに対応できるような仕組みが求められる。

【利用者に関する記録の記述】では、介護職員との兼務の有無との間に有意な正の関連が確認され、介護職員との兼務をしている人の方が利用者に関する記録の記述を実践していると認識していた。利用者に関する記録は事業所内の様々な専門職が行い、情報を共有することが求められている。そのため、介護職員と兼務をしている生活相談員は、ケアワークを通してより多くの場面で利用者に関わりを持つことから、情報量が増え、記録の実践をしていると認識している割合が高かったといえる。しかしながらパス係数は低値であったことから介護職員との兼務による業務増大により実践できない人がいることも否めない。今後はこの点についても詳細に確認する必要がある。

【利用者に関する記録の記述】では、1日あたりの利用定員数との間に有意な負の関連が確認され、利用定員数が少ないほど利用者に関する記録の記述の実践

をしていると認識していた。また、生活相談員数との間に有意な正の関連が確認され、生活相談員が多いほど利用者に関する記録の記述の実践をしていると認識していた。通所介護事業所は事業所により、利用者数や利用者それぞれの利用時間、利用日が異なる。利用者の個人記録には一日を通じて提供した具体的なサービス内容、利用者の状態の変化、通所介護計画書に沿ったケアの実施状況、利用者、家族や他機関との情報交換などの記載が必要である（大田区通所介護事業者連絡会 2015）とされているが、さまざまな業務を行っている生活相談員は日中記録に費やすことが出来る時間は限られ、業務終了後に記録していることが多いと考えられる。一方で、利用者と事業所が情報交換を行う利用者連絡ノートは、利用者が帰宅するまでに記入することが求められる。それゆえ、利用者数や生活相談員数が実践しているとの認識に関連が認められたと推察する。

最後に、通所介護事業所の生活相談員は基礎資格や基礎教育が多様であることから、保有資格によってソーシャルワークの実践状況に違いがあると推測したが、有意な関連は確認されなかった。西川（2012）は、通所介護事業所に勤務する生活相談員を対象に質問紙調査を行い、相談系有資格者と非相談系有資格者の業務理解度について比較したところ「地域との連携」においてのみ相談系有資格者が非相談系有資格者に比して理解度が高かったと報告している。本調査は、ソーシャルワークの実践状況について自記式調査という主観的評価に基づいた調査方法を採用しているため、自己評価と他者評価が必ずしも一致しているとは限らず、相談系有資格者である「社会福祉士」との有意な関連が認められなかったと考える。今後は保有資格とソーシャルワークの実践状況の質との関連を明らかにするため、保有資格に視点をおいたソーシャルワーク実践に関する質的研究が求められる。

個人属性、法人属性ともに有意な関連が確認されなかったソーシャルワーク実践は、【通所介護計画書の作成と説明】であった。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第九十八条には、「指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。」と規定されており、通所

介護事業所には通所介護計画書の作成が義務付けられている。通所介護計画書原案の作成に当たっては「サービス担当者会議の内容，ケアプラン，アセスメントを参考に作成し，管理者の承認を経て，利用者・家族に説明し，同意を得て成案になる（大田区通所介護事業者連絡会 2015）とされている。また，通所介護計画書の作成に当たっては，「管理者は，通所介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準）」とされている一方，「介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や，介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし，当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は，その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい」「サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである」（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準について）とされている。本調査においても，通所介護計画書の作成，利用者や家族への説明をしていると回答した生活相談員は9割を超えており，多くの生活相談員が通所介護計画書を作成・説明をしていると認識していた。通所介護計画書は居宅介護計画書と異なり国が示す標準の書式がないため，事業所により書式が異なっている。今後通所介護計画書の書式やその作成方法については，円滑に連携しているモデルケースを対象とした検討が必要である。

## 第5節 本章の結論

本章では，通所介護事業所の生活相談員が行っているソーシャルワーク実践状況とその関連要因を探索することをねらいとした。その結果，ソーシャルワーク実践は，第1因子の【相談業務】，第2因子の【通所介護計画書の作成と説明】，第3因子の【ボランティア等の受け入れ調整】，第4因子の【ケース・コーズアドボカシー】，第5因子の【事業所外への会議の出席】，第6因子の【終末期ケアの要望確認】，第7因子の【利用者に関する記録の記述】の全7因子から構成される

ことが明らかになった。また、【通所介護計画書の作成と説明】以外の 6 因子は性別、年齢、生活相談員としての経験月数、介護職員との兼務の有無、役職、勤務事業所の利用定員、生活相談員数、運営主体との関連が確認された。

## 第 5 章 結論

### 第 1 節 本研究のまとめと研究の意義

本研究は、通所介護事業所の利用者ニーズに有用なソーシャルワーク実践のための示唆を得ることを目指し、通所介護事業所に従事する生活相談員に焦点を当て、彼らの実践するソーシャルワーク実践を類型化することで実態を明らかにし、そのソーシャルワーク実践に関連する要因を実証的に検討した。

通所介護事業所の生活相談員の業務内容を対象とした研究は散見されるが、生活相談員の業務の中でも特にソーシャルワーク実践に着目した研究は僅少であった。本研究の新規性と独創性は、先行研究によってほとんど明らかにされてこなかった通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワーク実践に着目し、生活相談員の実践するソーシャルワーク実践の実態を明らかにした上で、ソーシャルワーク実践を構成する 7 因子とその関連要因について、科学的手法を用いて明らかにした点である。本研究の成果は通所介護事業所の多様な利用者ニーズに生活相談員が対応していくためのソーシャルワーク実践力向上に有用な資料を提示し得るものとする。

序章において、以下の研究目的を設定した。

- 目的 1：通所介護事業所に従事する生活相談員のソーシャルワーク実践状況を表す項目について検討すること（第 2 章）
- 目的 2：通所介護事業所の生活相談員を対象にソーシャルワーク実践の実態を明らかにすること（第 3 章）。
- 目的 3：通所介護事業所の生活相談員を対象にソーシャルワークの実践状況とその関連要因を探索すること（第 4 章）

本研究では、各章の研究目的に従って必要な手続きを行い、新たな知見と考察を提示した。その概要は、次のとおりである。

第 2 章では、生活相談員のソーシャルワーク実践の構造が明らかになった。

第3章では、通所介護事業所の生活相談員を対象に生活相談員が実践していると認識しているソーシャルワーク実践を類型化し実態を把握するため、潜在クラス分析を行った。結果、通所介護事業所の生活相談員は4つのクラスに分類化され、最もソーシャルワーク実践を行っていると考えられるクラスの構成割合は25.2%であった。

第4章では、通所介護事業所の生活相談員が行っているソーシャルワーク実践状況とその関連要因を探索することとした。まず、通所介護事業所の生活相談員のソーシャルワークの実践状況を構成する因子を検討するため、探索的因子分析、検証的因子分析を行い、次にソーシャルワークの実践状況と、性別、年齢、生活相談員としての経験月数、保有資格、介護職員との兼務の有無、雇用形態、役職、勤務事業所の日あたりの利用定員、生活相談員数、運営主体との関連を検討した。結果、ソーシャルワーク実践は、第1因子の【相談業務】、第2因子の【通所介護計画書の作成と説明】、第3因子の【ボランティア等の受け入れ調整】、第4因子の【ケース・コーズアドボカシー】、第5因子の【事業所外への会議の出席】、第6因子の【終末期ケアの要望確認】、第7因子の【利用者に関する記録の記述】の全7因子から構成され、【通所介護計画書の作成と説明】以外の6因子は性別、年齢、生活相談員としての経験月数、介護職員との兼務の有無、役職、勤務事業所の利用定員、生活相談員数、運営主体と関連を示していたことが明らかとなった。

## 第2節 臨床評価と介入の可能性

本節では、第2章、第3章および第4章で得られた知見と考察をもとに、今後ますます複雑化すると考えられる利用者ニーズに対応していくことが求められる通所介護事業所の生活相談のソーシャルワーク実践力向上に関する臨床応用の可能性について言及する。

### 1. 通所介護事業所のソーシャルワーク実践の特徴に着目した臨床応用の可能性

第3章では、通所介護事業所の生活相談員を対象に生活相談員が実践している

と認識しているソーシャルワーク実践に関する特徴を明らかにした。潜在クラス分析で類型化を行った結果、最もソーシャルワーク実践を行っている傾向の認められたクラス 1、ケースワークや連絡・調整に関する実践は行っているが、地域ケア会議や施設外会議への出席、実習生・ボランティアの調整等実践は低値であった傾向の認められたクラス 2、すべてのソーシャルワーク実践項目で全体平均よりも低値な傾向の認められたクラス 3、クラス 2 の実践状況と近い状況を示したが、加えて終末期援助に関する項目も低値な傾向の認められたクラス 4 となった。最もソーシャルワーク実践を行っているクラスは約 25% であり、そのほかの約 75% がソーシャルワーク実践に何らかの課題を有している可能性が推測された。

通所介護事業所の生活相談員の社会福祉士保有率はほかの高齢者支援施設の生活相談員と比較して低いことが指摘されている（合田ら 2017）。その為、社会福祉士会への加入者も多くないことが推測され、各段階によるソーシャルワークの研修を受ける機会が少ない生活相談員が多いこと予想される。また、通所介護事業所の職業団体としては、社団法人全国老人福祉施設協議会の中のデイサービス部会や岡山県通所介護事業所協議会といった団体が活動しているが、設置主体が多岐にわたるという特徴を有する通所介護事業所では、それぞれの団体への加入状況にはばらつきがみられると推察する。さらに、このような団体で生活相談員のソーシャルワーク実践に焦点化した研修は少なく、社会福祉士の保有率の低さを鑑みればソーシャルワーク実践に関する研修を受ける機会が非常に限られていると考えられる。

本調査において、勤務事業所における生活相談員数の回答は 1～9 人と幅があった。つまり、勤務している事業所に生活相談員が 1 名しかいない場合もあるという事である。この場合には特に事業所内でスーパービジョンを受ける機会が極めて少ないといえる。

以上の点から、課題を有するクラスが最もソーシャルワーク実践を行っているクラスに近づくためには、設置主体に関わらず多くの生活相談員が加入できる職能団体を拡充し、通所介護事業所同士の横の連携を図っていくことで事業所の枠

を越えたスーパービジョンの機会を増やすことや、生活相談員のソーシャルワーク実践に焦点化した研修を実施していくことが必要であると考えます。

## 2. ソーシャルワーク実践の関連要因に着目した臨床応用の可能性

### 1) 通所介護事業所の生活相談員（属性）に着目した臨床応用の可能性

第4章で明らかとなったとおり、ソーシャルワーク実践を構成する7因子のうち【終末期ケアの要望確認】は実践度が低かったものの、先行研究に当てはまるものがなく新規性のある実践項目であった。この【終末期ケアの要望確認】に関連する要因として確認されたのは年齢、生活相談員としての経験月数であり、年齢が高いほど、また生活相談員としての経験月数が長いほど終末期ケアの要望確認を実践していると認識していた。この関連要因から、現在【終末期ケアの要望確認】は、生活経験や生活相談員としての経験に基づき、担当生活相談員の潜在的能力に依存する形で行われている可能性が示唆される。【終末期ケアの要望確認】は、実践していると認識している割合が4割程度であったが、通所介護事業所では今後さらに重度の要介護者の受け入れニーズが増すことが考えられ、それに伴い終末期ケアに関するソーシャルワーク実践も増加するのではないかと考える。そういった利用者ニーズに対応し、地域で利用者の生活を最期まで支えるためには、まず【終末期ケアの要望確認】の実態について、インタビュー調査等により現状や実践上の課題をより詳細に明らかにする必要があると考える。また、通所介護事業所が利用者を地域で支えるチームの一つとして、通所介護事業所の生活相談員はアドバンス・ケア・プランニングやエンドオブ・ライフケアの考え方を理解し、利用者支援に応用していくことが重要である。そのためには、現在【終末期ケアの要望確認】についてのソーシャルワーク実践が行われている事業所の実践紹介の機会を設けることや、アドバンス・ケア・プランニングやエンドオブ・ライフケアといった終末期ケアのあり方に重点を置いた研修をすることで、【終末期ケアの要望確認】に対応できる生活相談員の育成が求められる。

### 2) 通所介護事業所（法人属性）に着目した臨床応用の可能性



法人属性の中で、ソーシャルワーク実践への関連が複数確認された要因は、一日あたりの利用定員と生活相談員数であり、【ケース・コースアドボカシー】と【記録】に関連が認められた。どちらについても一日あたりの利用定員が少なく、生活相談員数が多いほど実践がみられた。【記録】については、現在 ICT 化が進み始めており、今後ますます ICT が進むことによって、より効率的な記録が可能になると考える。また、記録は生活相談員のみならず介護職員等のさまざまな職種が関わっていると考えられる。そのため、生活相談員が主となって実践すべき記録（ソーシャルワーク記録）の検討が必要であると考えられる。【ケース・コースアドボカシー】については実践の中心は生活相談員であると考えられる。【ケース・コースアドボカシー】を構成する 3 項目について、実践していると回答したのはいずれも 20% 未満と低値であり、実践度の低いソーシャルワーク実践であると推察される。今後、通所介護事業所の生活相談員が【ケース・コースアドボカシー】を行う可能性を考えると、利用定員に対する適切な生活相談員数の検討が必要であると考えられる。そのために、本研究で明らかになったソーシャルワーク実践を生活相談員が行う場合、利用者人数に対してどのくらいの生活相談員数が必要であるかの検討が必要である。

### 第 3 節 本研究の限界と課題

本研究で調査を実施した対象地域は、四国地方 4 県、中国地方 3 県である。また、配付した調査票の回収率はいずれの調査においても 3 割程度であった。これらのことからデータに偏りが存在する可能性は否めず、一般化に限界があるといえる。今後は調査対象地域を拡大し、結果の一般化が求められる。

次に、第 2 章から第 4 章のいずれの調査においても、自記式調査という主観的評価に基づく調査方法を採用しており、客観的観点からのソーシャルワーク実践の度合いや内容が確認できていない点である。さらに、質問項目ではソーシャルワーク実践の有無を問うことに限定しているため、どのようなソーシャルワーク実践を行ったかという内容の詳細が確認できていない。特にソーシャルワーク実践の中でも【ケース・コースアドボカシー】と【終末期ケアの要望確認】につい

では実践度が低かったものの、これらは【相談業務】や【通所介護計画書の作成と説明】を具現化する専門性の高いソーシャルワーク実践であると考えられ、より詳細な実践内容の確認が求められる。これらのことから、今後インタビュー調査等により生活相談員の実践するソーシャルワーク実践の内容を詳細に明らかにしていくことが必要であると考ええる。

最後に第1章で述べたとおり、通所介護事業所では時代の変化に伴い制度や加算などが都度変更になっている。本研究における調査時期は2016年から2018年であり、2018年度の介護報酬改正内容であり外部のリハビリテーション専門職との連携を評価する「生活機能向上加算」や、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めるとした「栄養改善の取り組みの推進」、共生型通所介護の創設等が生活相談員業務として反映されていない可能性が考えられる。そのため、このような改正を経て通所介護事業所の生活相談員の担うソーシャルワーク実践に変化が認められたかを経時的に追う調査が必要であると考ええる。

## 引用・参考文献

- 青木正人（2015）『変わる！地域包括ケア時代の働き方 デイサービス生活相談員 “できる”仕事術—2015年度介護報酬改定新基準に完全対応』メディカ出版．
- 浅岡 雅子（2015）『現場で使えるデイサービス生活相談員便利帳』翔泳社出版．
- Cattell, R. The meaning and strategic use of factor analysis, *Handbook of multivariate experimental psychology*, 1966:174-243.
- 藤原翔・伊藤理史・谷岡謙（2012）「潜在クラス分析を用いた計量社会的アプローチ—地位の非一貫性, 格差意識, 権威主義的伝統主義を例に」『年報人間科学』33, 43-68.
- 合田衣里, 谷口敏代（2015）「通所介護事業所における生活相談員の業務内容と困難度」『岡山県立大学保健福祉学部紀要』22, 153-160.
- 合田衣里, 竹本与志人（2017）「通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する文献的検討」『岡山県立大学保健福祉学部紀要』24, 1-7.
- 合田衣里, 杉山京, 竹本与志人（2018）「通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究」『社会福祉学』59（2）:24-36.
- Kaiser, H.F. The application of electronic computers to factor analysis, *Educational and Psychological Measurement*, 1960;20: 141-151
- 郭芳（2019）「高齢者福祉サービス供給の発展経路とその特徴—歴史的展開から考える」『評論・社会科学』130, 23-43.
- 福祉士養成講座編集委員会（1992）「改訂社会福祉士養成講座②老人福祉論」中央法規出版．
- 小杉考司, 清水裕士編（2014）「M-plus と R による構造方程式モデリング入門」北大路書房．
- 熊坂聡・船越正一・庄司尚美（2009）「特別養護老人ホームにおける生活相談員の業務のあり方について—ソーシャルワーク機能に基づく生活相談員の業務分析から—」『山形短期大学紀要』41, 161-178.
- 厚生労働省．人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイド

ライン.

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf>

(2019年12月15日アクセス)

口村 淳 (2011)「高齢者ショートステイにおける生活相談員の悩みとは何かー全国調査における自由記述の分析を通してー」『評論・社会科学』97, 81-91.

口村 淳 (2013)「高齢者デイサービスにおける相談援助業務の特徴ー既存臨床情報の質的分析を通して」『ソーシャルワーク研究』39(3), 46-53.

Magidson J, Vermunt JK (2002) Latent Class Models for Clustering. A Comparison with K-means, *Canadian Journal of Marketing Research*, 20, 37-44.

Muthen LK, Muthen BO. *Mplus User's Guide, Fifth Edition* (2007). Muthen & Muthen, Los Angeles.

西川 勝利 (2010)「業務アンケートから見たデイサービス相談員の相談援助業務」『福祉研究』101, 48-54.

西川 勝利 (2012)「デイサービス相談員における相談援助業務の理解と資格要件の検討」『福祉研究』104, 78-84.

西川 勝利 (2013)「デイサービス相談員のソーシャルワーク実践におけるケアワーク関与に関する一考察: 質問紙調査を通して」『同朋福祉』(19), 125-142.

日本デイケア学会 (2007)「高齢者デイサービス・デイケア Q&A」中央法規出版.

日総研グループ『通所介護&リハ』企画チーム編 (2015)『2015年度 新報酬体系・制度下でのデイ事業展開戦略と実践』日総研出版.

岡村重夫 (1983)『社会福祉原論』全国社会福祉協議会.

大田区通所介護事業者連絡会 (2012)「デイサービス生活相談員業務必携ー24年度介護報酬改定増強版」日総研出版.

大田区通所介護事業者連絡会 (2015)「デイサービス生活相談員業務必携ー平成27年度介護報酬改定対応版」日総研出版.

Pincus A, Minahan A (1973) *Social work practice: Model and Method*, F.E. Peacock .

Ramaswamy V, DeSarbo WS, Reibstein DJ, et al. (1993) An empirical pooling approach for estimating marketing mix elasticities with PIMS data., *Marketing*

- Science, 12, 103-124.
- Ramaswamy V, DeSarbo WS, Reibstein DJ, et al. (1993) An empirical pooling approach for estimating marketing mix elasticities with PIMS data., Marketing Science, 12, 103-124.
- 関根 陽介 (2018)「デイサービス生活相談員業務における”ソーシャルワーク実践とケアワーク実践”の関連要因 専門職性に着目して」『東海大学健康科学部紀要』23:33-43.
- シナジーワーク・プランニングセンター・祐川 尚素・安永 享紀 (2009)「介護報酬改定 ポイント解説と経営シミュレーション」日本医療企画.
- 白澤政和 (2018)「ケアマネジメントの本質—生活支援のあり方と実践方法」中央法規出版.
- 白澤政和 (2019)「介護保険制度とケアマネジメント：創設 20 年に向けた検証と今後の展望」中央法規出版.
- 竹林由武 (2013)「第 15 章潜在混合分布モデル」小杉考司・清水裕士編『Mplus と R による構造方程式モデリング』北大路書房, 228-44.
- 東京都社会福祉協議会編 (2012)『高齢者福祉施設生活相談員業務指針 ‘12—業務標準化のためのガイドライン』東京都社会福祉協議会.
- 豊田秀樹 (1998)「共分散構造分析 入門編—構造方程式モデリング」朝倉書房.
- 上田 正太, 竹本 与志人, 岡田 進一, 白澤 政和 (2012)「特別養護老人ホームの生活相談員が行うソーシャルワーク実践の構造に関する検討」『ソーシャルワーク学会誌』24(0):15-28.
- 和気純子 (2006)「介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と規定要因—介護老人福祉施設と介護老人保健施設の相談員業務の比較分析を通して—」『厚生指標』53 (15) : 21 - 30.
- 渡辺美智子 (2001)『因果関係と構造を把握するための統計手法—潜在クラス分析法』岡本彬訓・木島正明・森口剛編『マーケティングの数理モデル』朝倉書店, 73-113.
- Yang CC (2006) Evaluating Latent Class Analysis Models in Qualitative Phenotype

Identification, Computational Statistics & Data Analysis,50,1090-104.

山本嘉一郎, 小野寺 孝義 (1999)「Amos による共分散構造分析と解析事例」ナカニシヤ出版.

## 謝辞

本研究は、筆者が岡山県立大学大学院保健福祉学研究科保健福祉科学専攻博士後期課程在学中に、同大学保健福祉学部 竹本与志人教授の指導のもとに行ったものです。本論文をまとめるにあたり、終始懇切なるご指導とご鞭撻を賜る中で、研究の意義とその魅力をご教授いただき心より深く感謝申し上げます。また、村社卓教授、近藤理恵教授、川上貴代教授、實金栄准教授には副査として論文審査の労をお執りいただき、貴重なご助言を賜るとともに、さらなる今後の研究展開にも多くのご意見と励ましをいただきました。深く感謝いたします。

調査の実施にあたっては、調査のご協力をいただきました通所介護事業所の専門職の皆様に深く感謝申し上げます。また、本研究において共同研究を行い、論文の執筆に多くのご意見・ご助言をいただきました日本福祉大学助教杉山京先生、竹本研究室の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

最後に、5年間の大学院博士後期課程を支えてくれた夫と在学中無事産まれてきてくれた子どもには感謝しかありません。家族の理解と支えがなければ到底成し得ることができませんでした。本当にありがとうございました。

## 付記

### 本学位論文に関する研究業績

1. 合田衣里<sup>注)</sup>, 杉山京, 竹本与志人, 谷口敏代 (2015) 「通所介護事業所の生活相談員における送迎業務の困難感と精神的健康との関連」『介護福祉学』22(2): 73-80.
2. 合田衣里<sup>注)</sup>, 谷口敏代 (2016) 「通所介護事業所における生活相談員の業務内容と困難度」『岡山県立大学保健福祉学部紀要』22: 153-160.
3. 合田衣里<sup>注)</sup>, 竹本与志人 (2018) 「通所介護事業所における生活相談員のソーシャルワーク実践に関する文献的検討」『岡山県立大学保健福祉学部紀要』24: 1-7.
4. 合田衣里<sup>注)</sup>, 杉山京, 竹本与志人 (2018) 「通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワーク実践に関する研究」『社会福祉学』59(2): 24-36.
5. 岸本衣里, 杉山京, 竹本与志人 (2020) 「通所介護事業所に勤務する生活相談員のソーシャルワークの実践状況とその関連要因」『社会医学研究』37(2): 150-163.

注) 合田姓は岸本の旧姓である。